

西東京市無電柱化推進計画

平成31年3月

西東京市

西東京市無電柱化推進計画

目 次

はじめに	1
1. 計画策定の主旨	2
1) 計画の目的	2
2) 計画の位置づけ	2
3) 計画の期間	3
4) 国及び東京都の計画の内容	4
5) 各種計画における無電柱化の位置づけ	6
2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針	7
1) 西東京市における道路の現状	7
2) 西東京市における無電柱化の現状	8
3) 優先的に無電柱化を検討する路線	10
3. 無電柱化の推進に関する目標	16
1) 無電柱化の整備目標	16
2) 無電柱化の手法	30
4. 無電柱化の推進に関し総合的・計画的に講ずる施策	31
1) 補助金制度の活用	31
2) 多様な整備手法の活用	32
3) 関係者間の連携強化	33
5. 施策を総合的・計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	34
1) 広報・啓発活動	34
2) 無電柱化情報の共有	34
3) 計画の進行管理	35

はじめに

我が国は、これまでに多くの自然災害により様々な被害がもたらされ、復旧と復興を繰り返してきました。平成 23 年に発生した東日本大震災では、電柱の倒壊により約 28,000 基の電力・通信機器に支障が生じただけでなく、倒壊した電柱や断線した電線が道路をふさぎ、救急活動や物資の輸送などの妨げとなりました。

また、道路上の電柱は歩行者や車いすの通行の妨げとなることがあり、道路上に張り巡らされた電線は良好な街並みや景観を損なうものです。

本市においては、平成 31 年に『西東京市地域防災計画』を見直し、災害対策の強化に取り組んでいます。また、本市におけるまちづくりの総合的な方針である『西東京市都市計画マスタープラン』をふまえた『西東京市道路整備計画』を平成 29 年に見直し、安全・安心な通行空間の確保と都市景観の向上をめざした無電柱化に努めていくものとしています。

一方、国では平成 28 年 12 月に『無電柱化の推進に関する法律』（平成 28 年法律第 112 号。以下、「無電柱化法」という。）が施行され、災害の防止・安全かつ円滑な交通の確保・良好な景観の形成等を図ることを目的として無電柱化を推進していくこととされました。

この無電柱化法・第 8 条では、国の策定する無電柱化推進計画（及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として、市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である市町村無電柱化推進計画の策定を市町村の努力義務として規定されています。

このような背景から、『西東京市無電柱化推進計画』を策定し、今後の本市における無電柱化の基本的な方針・目標・施策等を定めました。



1. 計画策定の主旨

1) 計画の目的

本計画は、無電柱化法や東京都無電柱化計画をふまえ、『西東京市地域防災計画』や『西東京市道路整備計画』の趣旨に基づいて、多額の費用と時間を要する市内の無電柱化の総合的・計画的な推進に向けて、優先的に無電柱化を検討する路線や無電柱化の推進に向けた施策等を明記し、『都市防災機能の強化』・『安全で快適な歩行空間の確保』・『良好な都市景観の創出』に資することを目的とします。



図 1 無電柱化の基本方針

2) 計画の位置づけ

本計画は、無電柱化法で策定が努力義務とされている市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画（市町村無電柱化推進計画）に相当するものです。

また、『西東京市都市計画マスタープラン』をふまえたまちづくりに関する部門別計画であり、今後の道路整備の基本的な方針を示す『西東京市道路整備計画』の下位計画として位置付けられます。

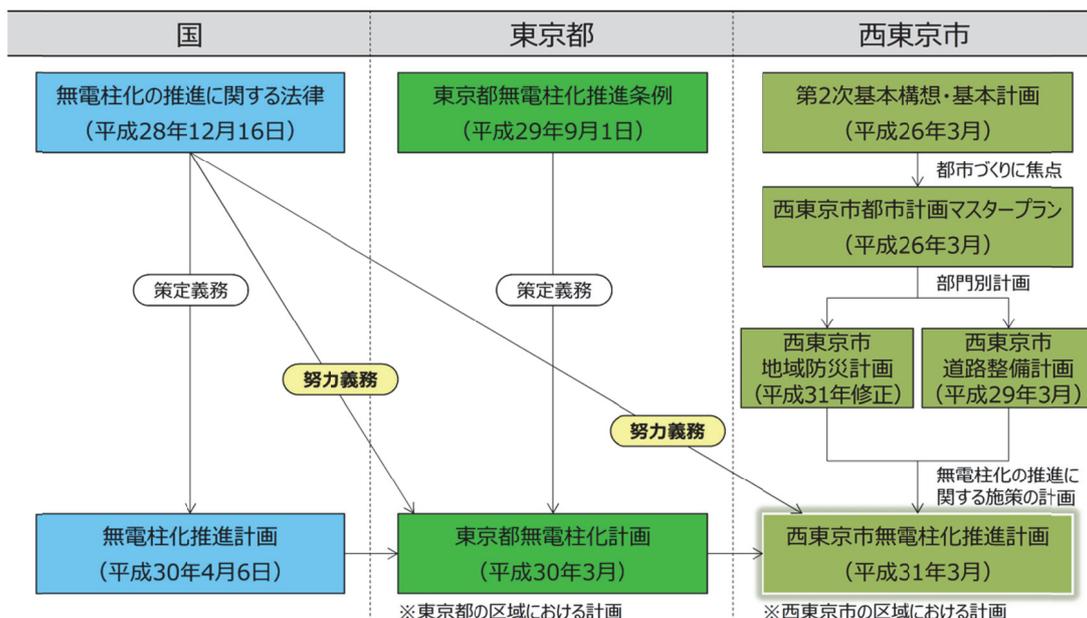


図 2 無電柱化推進計画の位置づけ

3) 計画の期間

本計画の期間は、『西東京市都市計画マスタープラン』や東京全体の都市計画道路の整備方針である『東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）』の期間をふまえ、平成31（2019）年度から2025年度までの7年間とします。

主体	計画の名称	平成 20年 2008年	平成 30年 2018年	2028年
東京都	東京における都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画)		平成28年 10年間 2025年	
西東京市	西東京市都市計画マスタープラン	平成16年	おおむね20年間 2025年	
	西東京市無電柱化推進計画		平成31（2019）年 7年間 2025年	

図3 無電柱化推進計画の期間



4) 国及び東京都の計画の内容

① 国の無電柱化推進計画の抜粋

項目	主な内容
基本的な方針	<p>【無電柱化の対象道路】</p> <p>① 防災 緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害の拡大の防止を図るために必要な道路</p> <p>② 安全・円滑な交通確保 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律に基づく特定道路、移動等円滑化基本構想に位置づけられた生活関連経路その他駅周辺等の高齢者、障害者等の歩行者の多いバリアフリーが必要な道路、人通りの多い商店街等、学校周辺の通学路、歩行者が路側帯内にある電柱を避けて車道にはみ出すような道路、車道の建築限界内に電柱が設置されている道路等安全かつ円滑な交通の確保のために必要な道路</p> <p>③ 景観形成・観光振興 世界遺産・日本遺産等の周辺や重要伝統建造物群保存地区、景観法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、景観条例等に位置付けられた地域、エコパーク・ジオパークその他著名な観光地における良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路</p> <p>④ オリンピック・パラリンピック関連 センター・コア・エリア内の道路</p> <p>【無電柱化の手法】</p> <p>① 地中化方式 電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、単独地中化方式</p> <p>② 地中化方式以外の手法 軒下配線方式、裏配線方式</p>
計画の期間	<p>3年間</p> <p>※ 平成 30（2018）年度から 2020 年度</p>
目標	<p>① 防災 都市部（DID）内の第 1 次緊急輸送道路の無電柱化率を 34%→42%</p> <p>② 安全・円滑な交通確保 バリアフリー化の必要な特定道路の無電柱化率を 15%→51%</p> <p>③ 景観形成・観光振興 世界文化遺産周辺の地区を代表する道路の無電柱化率を 37%→79% 重要伝統的建造物群保存地区を代表する道路の無電柱化率を 26%→74% 景観法に基づく景観地区等を代表する道路の無電柱化率を 56%→70%</p> <p>④ オリンピック・パラリンピック関連 センター・コア・エリア内の幹線道路の無電柱化率を 92%→完了</p> <p>※ 以上の目標を達成するためには、約 1,400km の無電柱化が必要</p>

② 東京都無電柱化計画の抜粋

項目	主な内容
基本的な方針	<p>【優先的に整備する道路】</p> <p>a) 計画幅員で完成している都道 歩道幅員が2.5m以上の都道（現道）を優先的に無電柱化を実施</p> <p>b) 新設・拡幅整備を行う都道</p> <p>i) 都市計画道路の新設・拡幅に伴う無電柱化 道路の整備と同時に無電柱化を実施</p> <p>ii) その他拡幅事業等に伴う無電柱化 既設の都道で歩道設置事業や交差点すいすい事業などを実施する場合は、原則として同時に無電柱化を実施</p> <p>iii) 面的整備に伴う無電柱化 土地区画整理事業・市街地再開発事業等で都道を整備する際は、無電柱化を実施</p> <p>【無電柱化の手法】 都道の無電柱化は、電線共同溝方式を基本として整備を推進</p>
計画の期間	<p>10年間 平成30（2018）年度から2027年度</p>
目標	<p>① 都市防災機能の強化 環状7号線の内側エリアの第1次緊急輸送道路や、区市町村の庁舎・災害拠点病院など災害時や災害復旧時の拠点となる施設を結ぶ、計画幅員で完成している歩道幅員2.5m以上の全ての都道で無電柱化事業に着手</p> <p>② 安全で快適な歩行空間の確保 優先的に整備する路線の無電柱化を進めるとともに、道幅の狭い道路での整備手法を確立</p> <p>③ 良好な都市景観の創出 主要駅や観光地周辺等の整備を進めるとともに、山間部や島しょ部における整備手法の確立とモデル路線での整備</p> <p>④ 面的な無電柱化に向けた取組 ・「無電柱化チャレンジ支援事業」等の活用によるモデル路線の実施事例をもとに実施個所を拡大し、区市町村がこれまで以上に主体的・積極的に事業を推進 ・立地特性や周辺のまちづくりと連動した無電柱化が図れるよう制度を見直し、民間事業者等による取り組みをこれまで以上に展開</p> <p>⑤ コスト縮減（技術開発の推進） これまで以上に関係事業者と連携し、整備コストを1/3カット</p> <p>⑥ 都民理解の促進（事業PR） 無電柱化による防災性の向上などの効果を浸透させ、無電柱化の重要性について理解と関心を高める</p>

5) 各種計画における無電柱化の位置づけ

① 西東京市都市計画マスタープラン（平成 26（2014）年から 2025 年）

分野別のまちづくり基本方針

【2 みどり・水辺・都市景観の方針】

⑤ 魅力ある景観形成

公共建築物の建築・改築、道路・公園等の整備に際しては周辺景観との調和に配慮するものとし、地域の街並み形成が不十分な地域においては先導的な役割を果たすよう計画段階から留意します。

また、地域固有の景観を守り育てるうえでは、これらの取組みとともに、屋敷林・雑木林、農地などの自然的景観、社寺などの歴史的景観の保全、**電線類の地中化**とともに、協定作りや表彰制度など、市民主体の取組みを活発化させる仕組みづくりも検討します。

【5 人にやさしいまちづくりの方針】

② 安全で快適な屋外空間づくり

すべての人々が気軽に外出したくなるように、そして安全で快適に活動できるように、商店街や駅周辺（駅舎・駅前広場・周辺市街地）、道路、公園などにおいて、段差の解消、**電線類地中化**などのバリアフリー化を進めるとともに、休憩スペースやベンチなどの設置が進むように民間事業者や施設、管理者等の協力を得ていきます。

② 西東京市道路整備計画（平成 29（2017）年から）

道路整備基本方針の整理

【1-5 整備内容】

(1) 魅力ある景観形成

⑥ 電線の地中化

安全・安心な通行空間を確保するとともに、都市景観を向上させるために、都市計画道路の整備に合わせ**電線の地中化**に努めます。

また、都市計画道路以外の道路についても、必要に応じて実施を検討します。

③ 西東京市地域防災計画

安全な都市づくりの実現

【第 1 節 建築物等の災害対策】

1. 防災まちづくりの推進

(3) 消火活動困難地域の解消【危機管理室、都市計画課、建築指導課、道路建設課、消防署】

市は、消防活動路を確保するため幹線道路の整備、道路ネットワークの整備、狭幅員道路の広幅員化、U 字側溝等の暗きょ化、**架空電線の地中化**、コーナー部分の隅きり整備、消防水利の確保、延焼遮断路等焼け止まり線の確保、部隊集結等を考慮したオープンスペースの確保、消防・防災関係施設の設置などについて、消防署の意見を参考にまちづくりを検討する。

2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 西東京市における道路の現状

本市には、延べ延長で約 271km[※]の道路があり、『西東京市道路整備計画』において①幹線道路、②主要生活道路、③区画道路に区分しています。

※ ここでいう延長は、『東京都道路現況調書（平成 29 年、東京都建設局道路管理部）』によります。

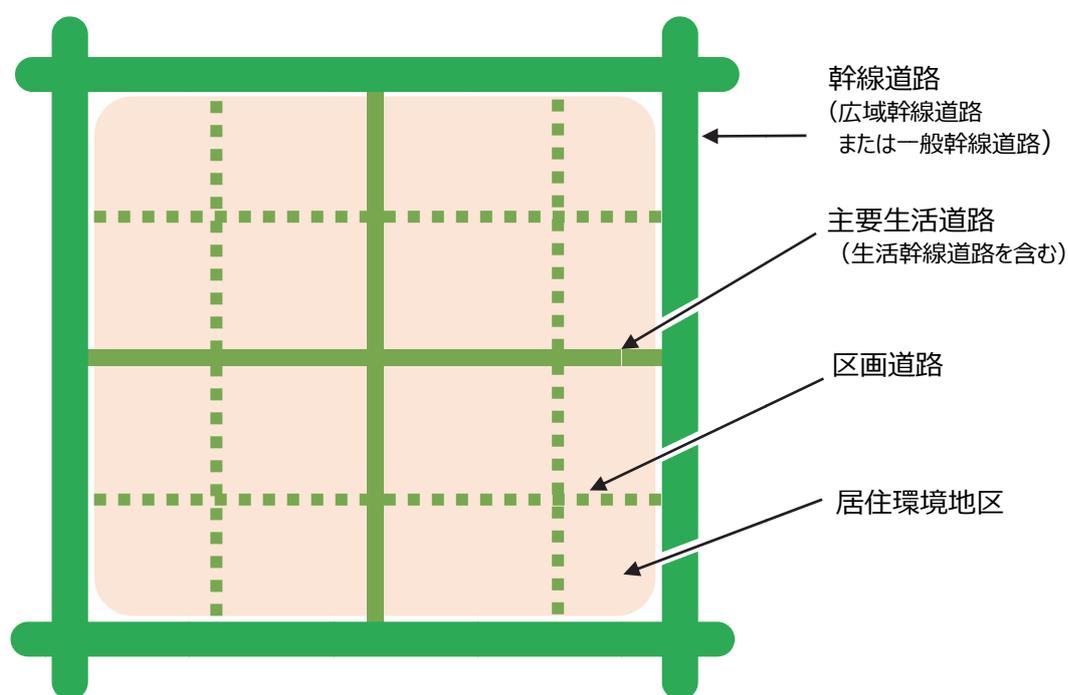


図 4 道路区分のイメージ



2) 西東京市における無電柱化の現状

本市においては、関係者の協力のもと、電線共同溝の整備や要請者負担方式による地中化を進めており、平成29年4月1日現在で約15.6km（都道整備延長：約9.1km、市道整備延長：約6.5km）の無電柱化を実施し、無電柱化率は約6%（都道：約27%、市道：約3%）となっています。東京23区の無電柱化率は約8%であり、本市においては無電柱化のさらなる推進が必要な状況にあります。

一方、『西東京市都市計画マスタープラン』や『西東京市地域防災計画』では、防災機能を期待する骨格防災軸として約9.3km、大規模地震発生後の路上障害物除去を行う緊急輸送道路・緊急啓開道路として約45.9kmの区間が位置づけられています。

しかしながら、骨格防災軸における無電柱化率は約48%（約4.4km）、緊急輸送道路・緊急啓開道路における無電柱化率は約16%（約7.2km）にとどまっており、災害発生時の電柱倒壊によって避難・救助・物資供給に支障が生じてしまう可能性があると言えます。

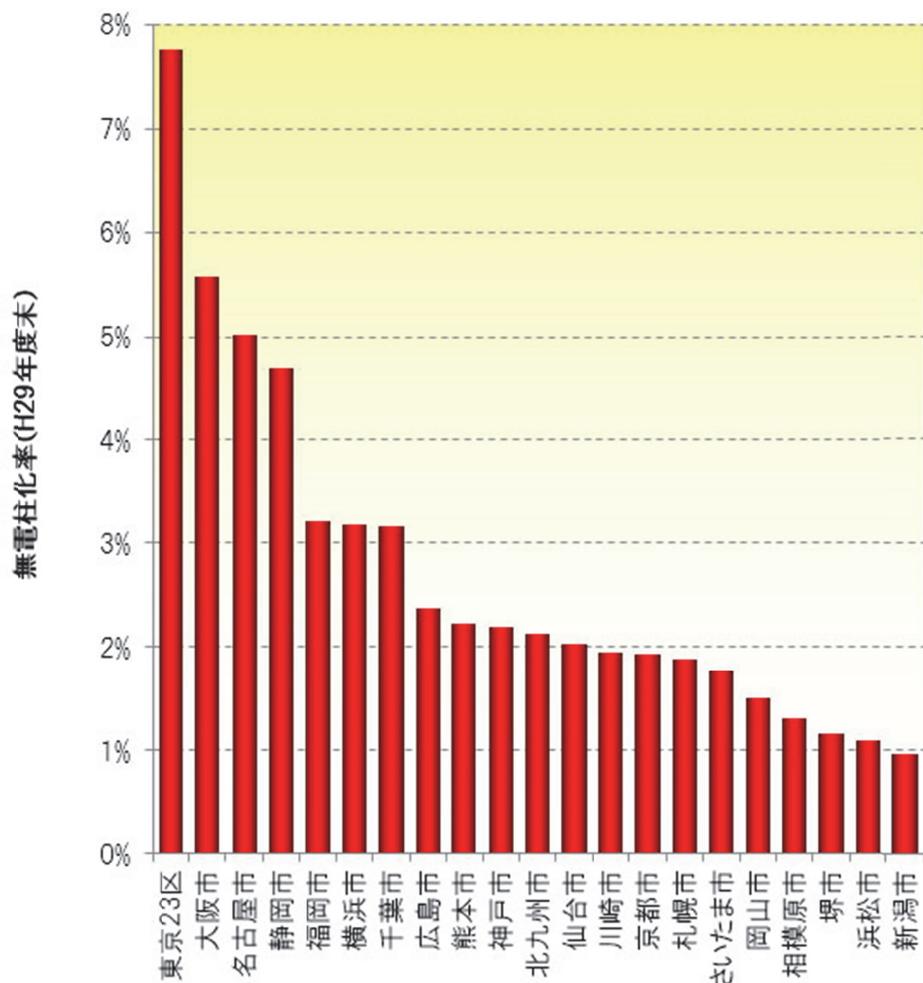


図5 特別区・政令市における無電柱化率（国土交通省ホームページより）

凡例（無電柱化関連情報）

凡例	備考
	整備済み区間

凡例（防災関連情報）

分類	凡例
骨格防災軸（都市計画道路等）	
緊急輸送道路（都指定）	
緊急啓開道路（市指定）	

※ 無電柱化の整備済み区間とは、現在の電線類を地中化した上で、電柱の撤去が完了した区間をさします。

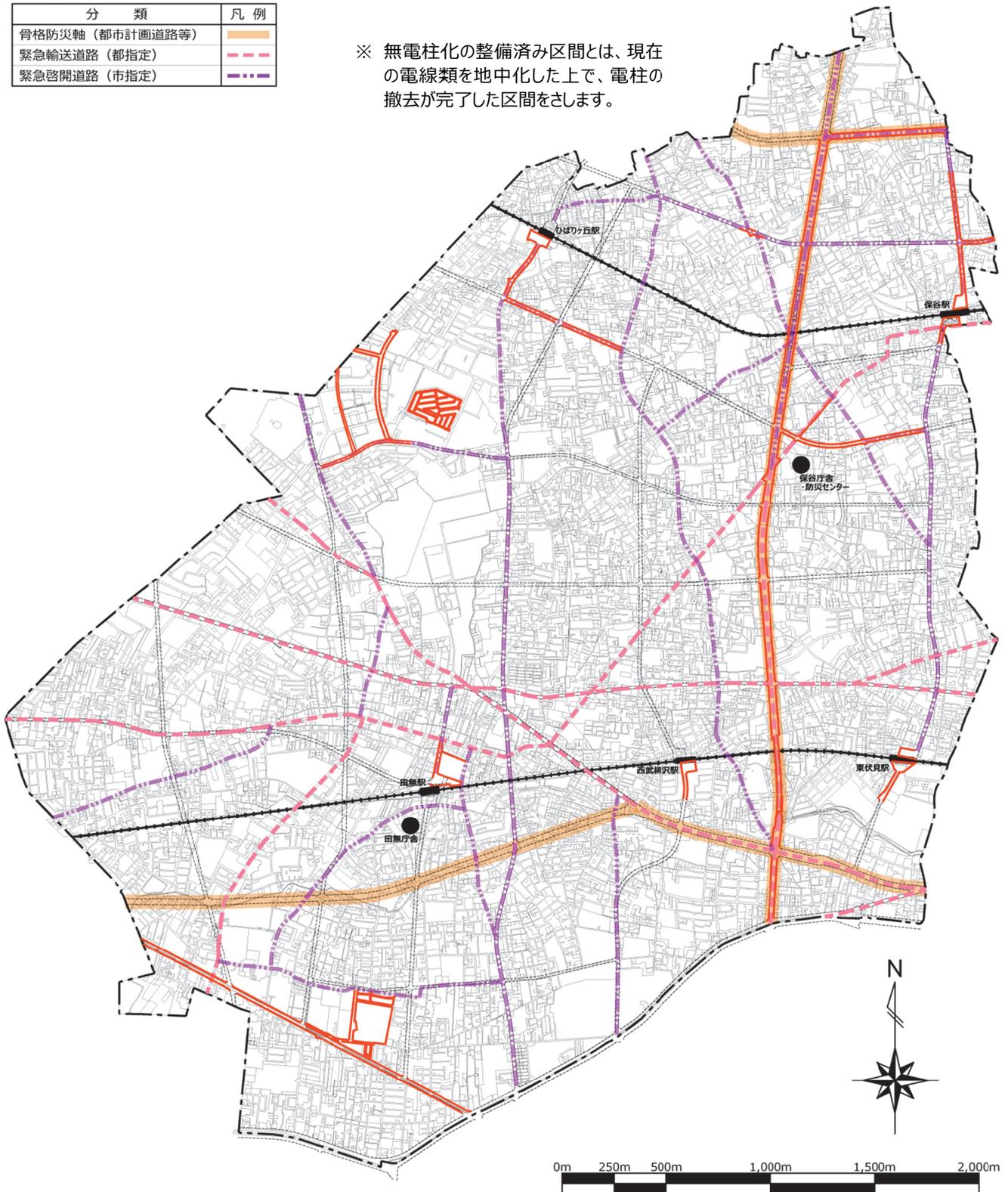


図 6 無電柱化の実施状況

3) 優先的に無電柱化を検討する路線

① 優先的に無電柱化を検討する道路

本市では、上位計画である『西東京市都市計画マスタープラン』や『西東京市道路整備計画』をふまえるとともに、国や東京都との連携による面的な広がりをもった無電柱化を推進する観点から、隣接する市区と接続し本市の骨格を形成する『幹線道路』や、多くの市民が通勤・通学・買物等で日常的に利用する『主要生活道路（主要幹線道路を含む）』から優先的に無電柱化を検討します。

また、都道についても、計画に位置づけることにより東京都と連携を図ります。

② 優先的に無電柱化を検討する路線

内閣府では、南関東域において 30 年以内にマグニチュード 7 クラスの地震（首都直下地震）が 70%程度の確率で発生するものと予測されており、本市を含む東京都全域は首都直下地震緊急対策区域に指定されている状況にあります。

また、近年では竜巻や大型台風が頻発するようになっており、電柱倒壊によるライフラインへの被害も生じています。

一方、自然災害が発生する危険性が年々高まっている中、本市では災害発生時の避難・救助等に利用される道路の無電柱化率が低い状況にとどまっています。

このような背景から、本市では、無電柱化の 3 つの目的のうち『都市防災機能の強化』に着目し、計画的かつ重点的に無電柱化を検討します。具体的には、以下のような特徴を持つ路線の中から優先検討路線を選定します。

a) 主要生活道路（主要幹線道路を含む）

以下の評価指標に基づいて優先度を評価し、評価点の高い路線を選定します。

主要生活道路（主要幹線道路を含む）の評価指標

- ✓ 緊急輸送道路・緊急啓開道路の指定及び指定路線との接続
- ✓ 避難場所と緊急輸送道路・緊急啓開道路との接続
- ✓ 災害時に重要となる施設（市役所・消防署・病院等）の立地
- ✓ 無電柱化実施済み路線との接続
- ✓ 木造住宅密集地域の指定（出典：東京都防災都市づくり推進計画）
- ✓ 沿道における公共施設の立地（学校・図書館等）
- ✓ 通学路の指定（学校周辺の道路）
- ✓ 主要な鉄道駅との接続



b) 幹線道路

事業化に向けた取組みが進んでいるなど、優先順位の高い路線を改めて位置づけます。また、整備済みの路線については、主要生活道路に準じた評価を行い、路線を選定します。なお、第四次事業化計画に基づく道路など、今後新たに整備される道路（新設道路や現在の道路の拡幅など）については、無電柱化を行うことを基本とします。

幹線道路の評価指標

- ✓ 第四次事業化計画優先整備路線
- ✓ 第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業路線
- ✓ 緊急輸送道路・緊急啓開道路の指定及び指定路線との接続
- ✓ 避難場所と緊急輸送道路・緊急啓開道路との接続
- ✓ 災害時に重要となる施設（市役所・消防署・病院等）の立地
- ✓ 無電柱化実施済み路線との接続
- ✓ 木造住宅密集地域の指定（出典：東京都防災都市づくり推進計画）
- ✓ 沿道における公共施設の立地（学校・図書館等）
- ✓ 通学路の指定（学校周辺の道路）
- ✓ 主要な鉄道駅との接続



c) 都道

主要生活道路に準じた評価を行い、路線を選定します。

都道の評価指標

- ✓ 緊急輸送道路・緊急啓開道路の指定及び指定路線との接続
- ✓ 避難場所と緊急輸送道路・緊急啓開道路との接続
- ✓ 災害時に重要となる施設（市役所・消防署・病院等）の立地
- ✓ 無電柱化実施済み路線との接続
- ✓ 木造住宅密集地域の指定（出典：東京都防災都市づくり推進計画）
- ✓ 沿道における公共施設の立地（学校・図書館等）
- ✓ 通学路の指定（学校周辺の道路）
- ✓ 主要な鉄道駅との接続



凡例（道路関連情報）

分類	凡例
幹線道路	
主要生活道路	
都道	

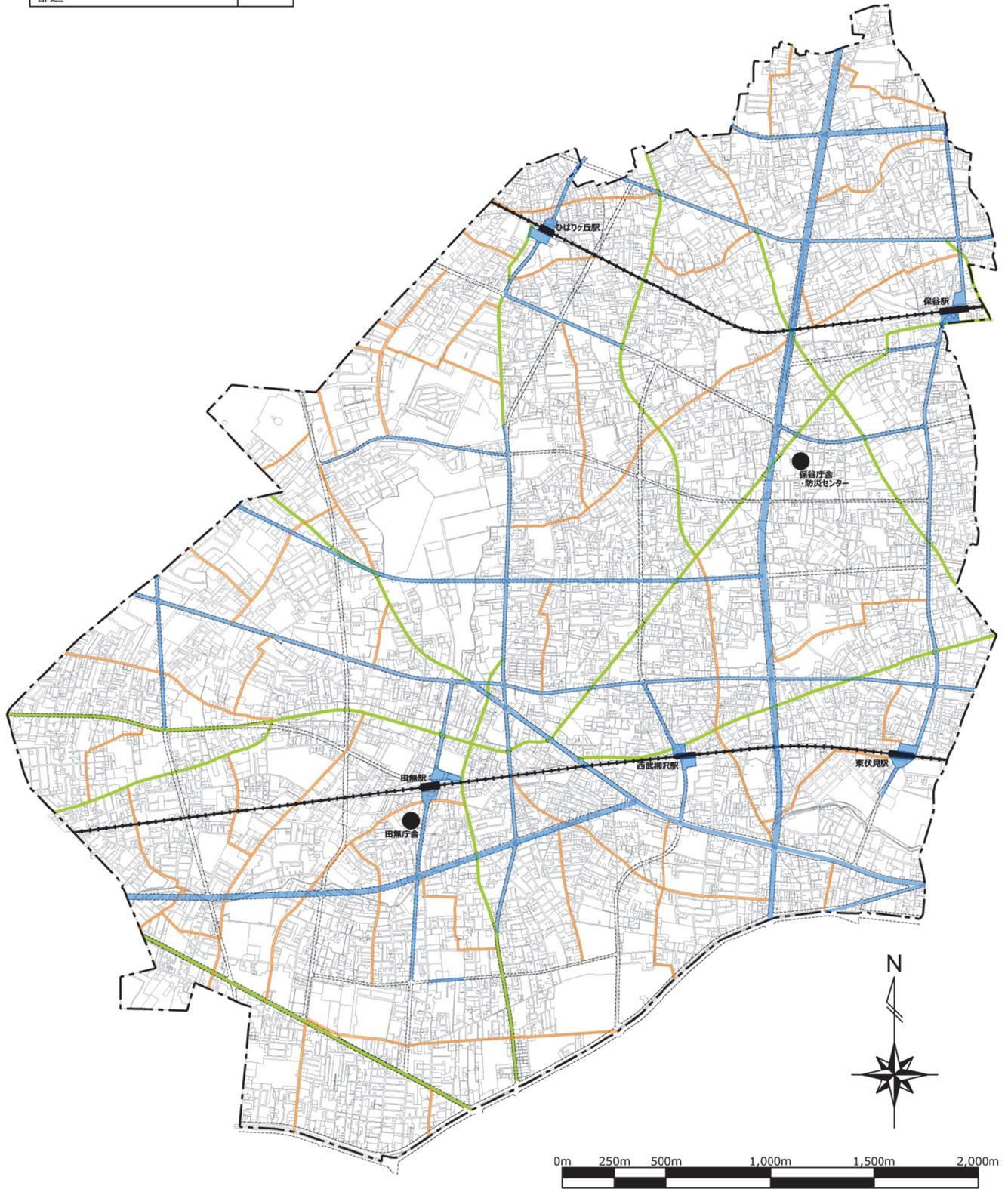


図7 優先的に無電柱化を検討する道路

凡例（無電柱化関連情報）

凡例	備考
	整備済み区間

凡例（道路関連情報）

分類	凡例
主要生活道路	



図 8 主要生活道路の無電柱化実施状況

凡例（無電柱化関連情報）

凡例	備考
	整備済み区間

凡例（道路関連情報）

分類	凡例
幹線道路	

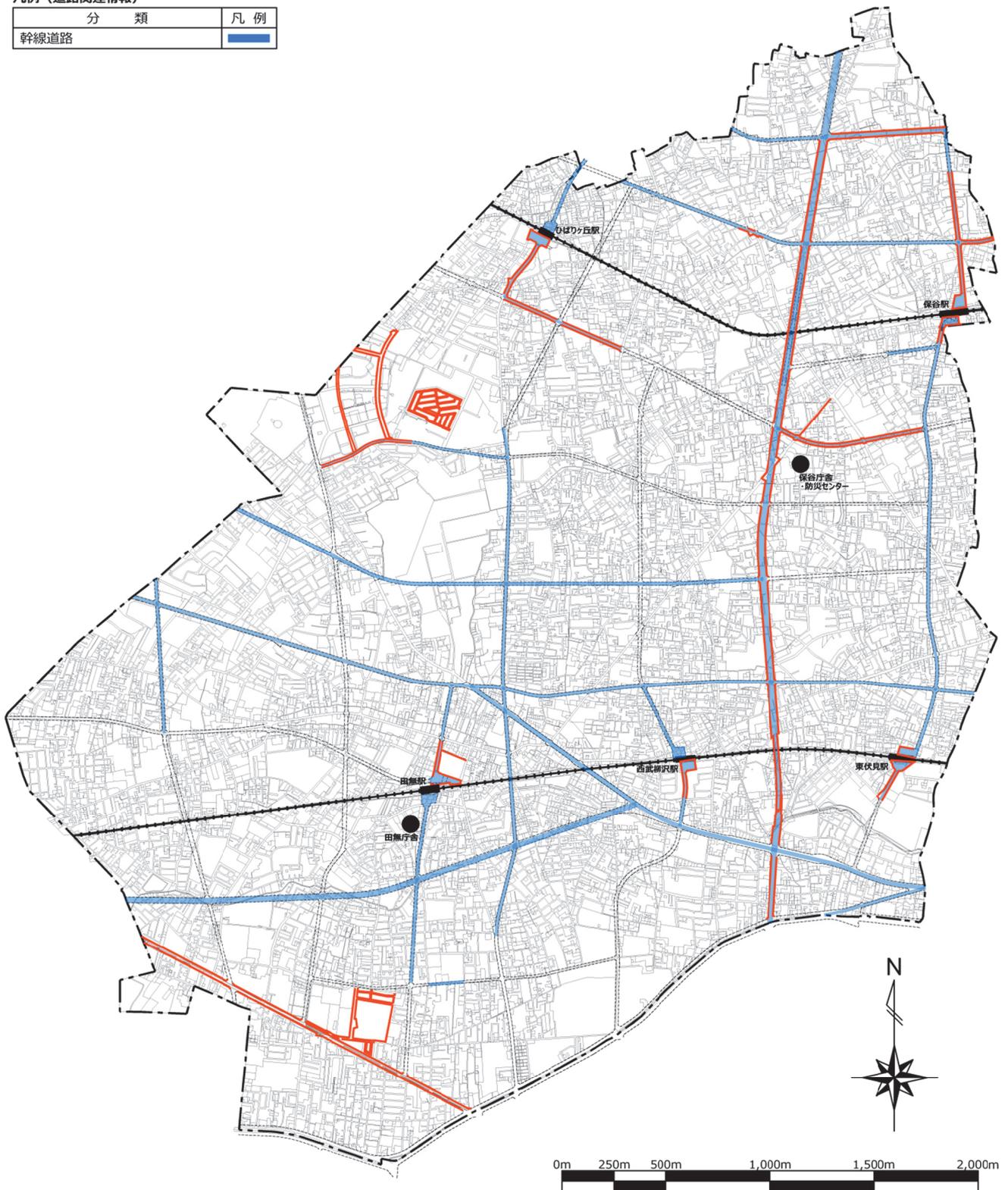


図 9 幹線道路の無電柱化実施状況

凡例（無電柱化関連情報）

凡例	備考
	整備済み区間

凡例（道路関連情報）

分類	凡例
都道	

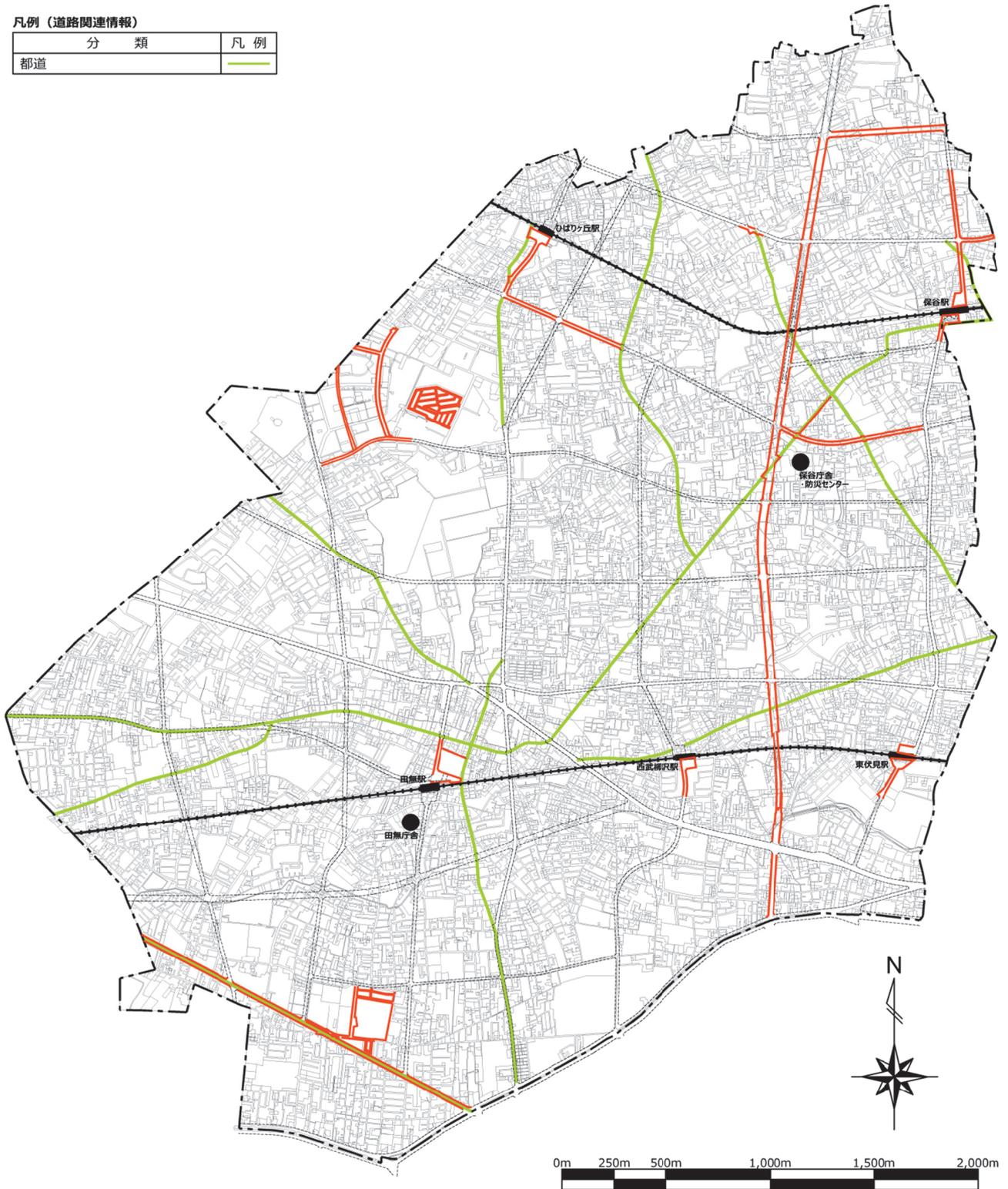


図 10 都道の無電柱化実施状況

3. 無電柱化の推進に関する目標

1) 無電柱化の整備目標

本市では、無電柱化により『都市防災機能の強化』を図ることが期待できる優先検討路線として、以下の12路線（道路延長21.8km）を設定し、平成31（2019）年度から2025年度までの7年間で、市道である3路線4.0kmについては、無電柱化の検討に着手します。また、都道である9路線17.8kmについては、無電柱化の検討の着手をめざします。

これにより、骨格防災軸や緊急輸送道路・緊急啓開道路に該当する路線や避難場所に接続する路線の防災性を向上させるとともに、災害拠点となる市役所田無庁舎と保谷庁舎・防災センター間の災害発生時の通行の確保をめざします。

なお、主要地方道4号線・5号線・8号線・12号線及び一般都道112号線・233号線・234号線の無電柱化については、早期の無電柱化を東京都に要請していきます。

表1 無電柱化の優先検討路線

道路区分	路線名	延長 [km]	主な選定理由	施工者
主要生活道路	市道114号線	0.9km	緊急啓開道路・避難広場との接続	西東京市
	市道123号線	1.6km	緊急輸送道路・病院との接続	西東京市
	市道220号線	1.5km	緊急啓開道路・災害拠点間の接続	西東京市
幹線道路	主要地方道4号線	2.4km	緊急輸送道路・骨格防災軸	東京都
	主要地方道5号線	1.7km	緊急輸送道路・避難広場との接続	東京都
	一般都道112号線	1.6km	緊急啓開道路・避難広場との接続	東京都
都道	主要地方道5号線	2.7km	緊急輸送道路・災害拠点間の接続	東京都
	主要地方道8号線	2.1km	緊急輸送道路・福祉避難施設との接続	東京都
	主要地方道12号線	1.2km	緊急啓開道路・災害拠点間の接続	東京都
	一般都道112号線	0.6km	緊急啓開道路・避難広場との接続	東京都
	一般都道233号線	3.5km	緊急輸送道路・広域避難場所との接続	東京都
	一般都道234号線	2.0km	緊急啓開道路・広域避難場所との接続	東京都
合計		21.8km		

また、ここに示す路線に加えて、第四次事業化計画・第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業などに位置づけられる道路については、道路の整備に伴って無電柱化を行う事を基本とします。

凡例（無電柱化検討路線）

優先的に無電柱化を検討する路線	凡例	
無電柱化の優先度が高い路線	東京都	■ ■ ■ ■
	西東京市	■ ■ ■ ■
第四次事業化計画・第三次みちづくり・まちづくり パートナー事業などに位置づけられる路線	東京都	■ ■ ■ ■
	西東京市	■ ■ ■ ■

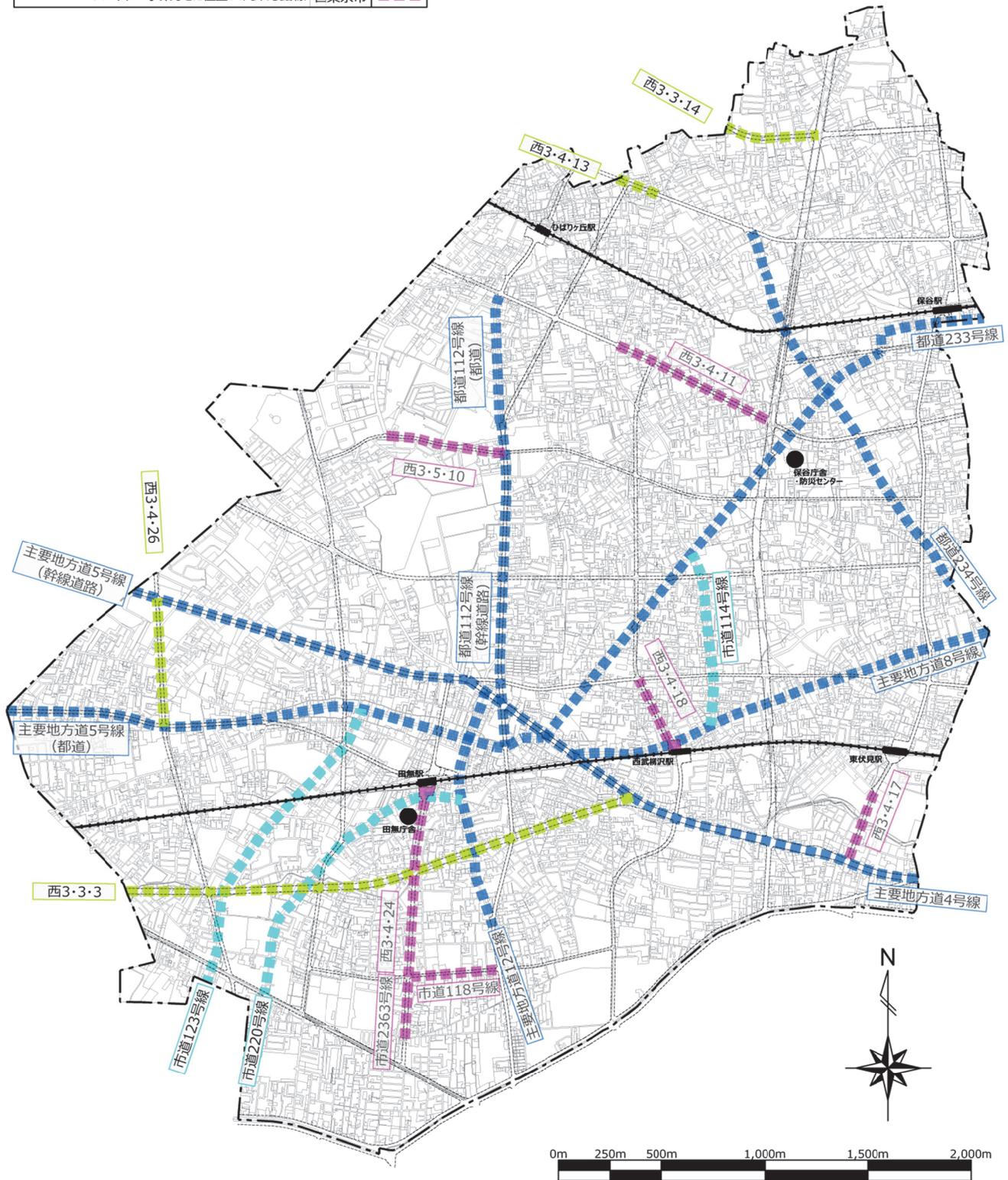


図 11 無電柱化の優先検討路線

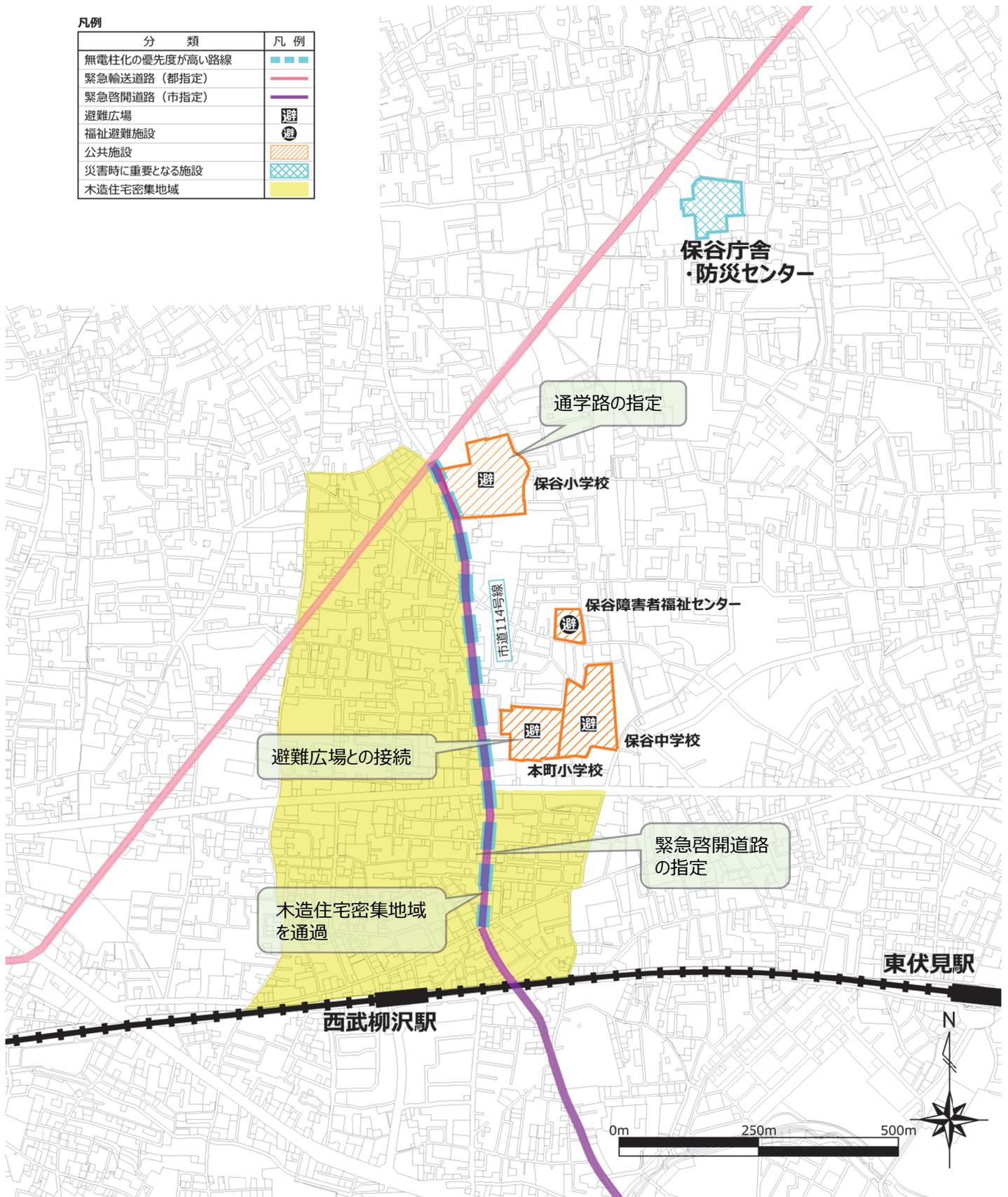


図 12 市道 114 号線の状況

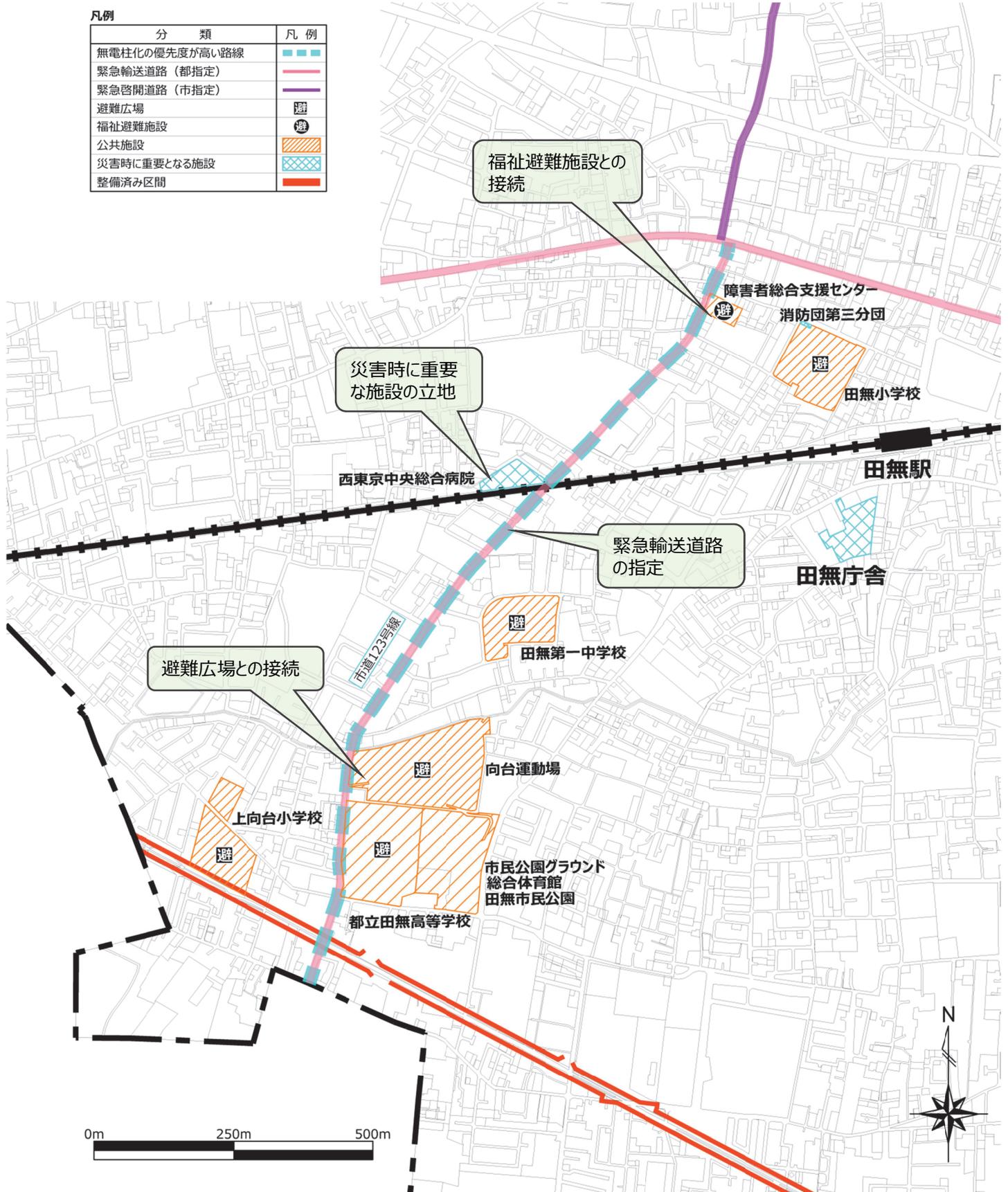


図 13 市道 123 号線の状況

凡例

分類	凡例
無電柱化の優先度が高い路線	■ ■ ■ ■
緊急啓開道路（市指定）	—
避難広場	避
福祉避難施設	避
公共施設	■ ■ ■ ■
災害時に重要となる施設	■ ■ ■ ■
整備済み区間	—
庁舎間の接続	■ ■ ■ ■
木造住宅密集地域	■ ■ ■ ■

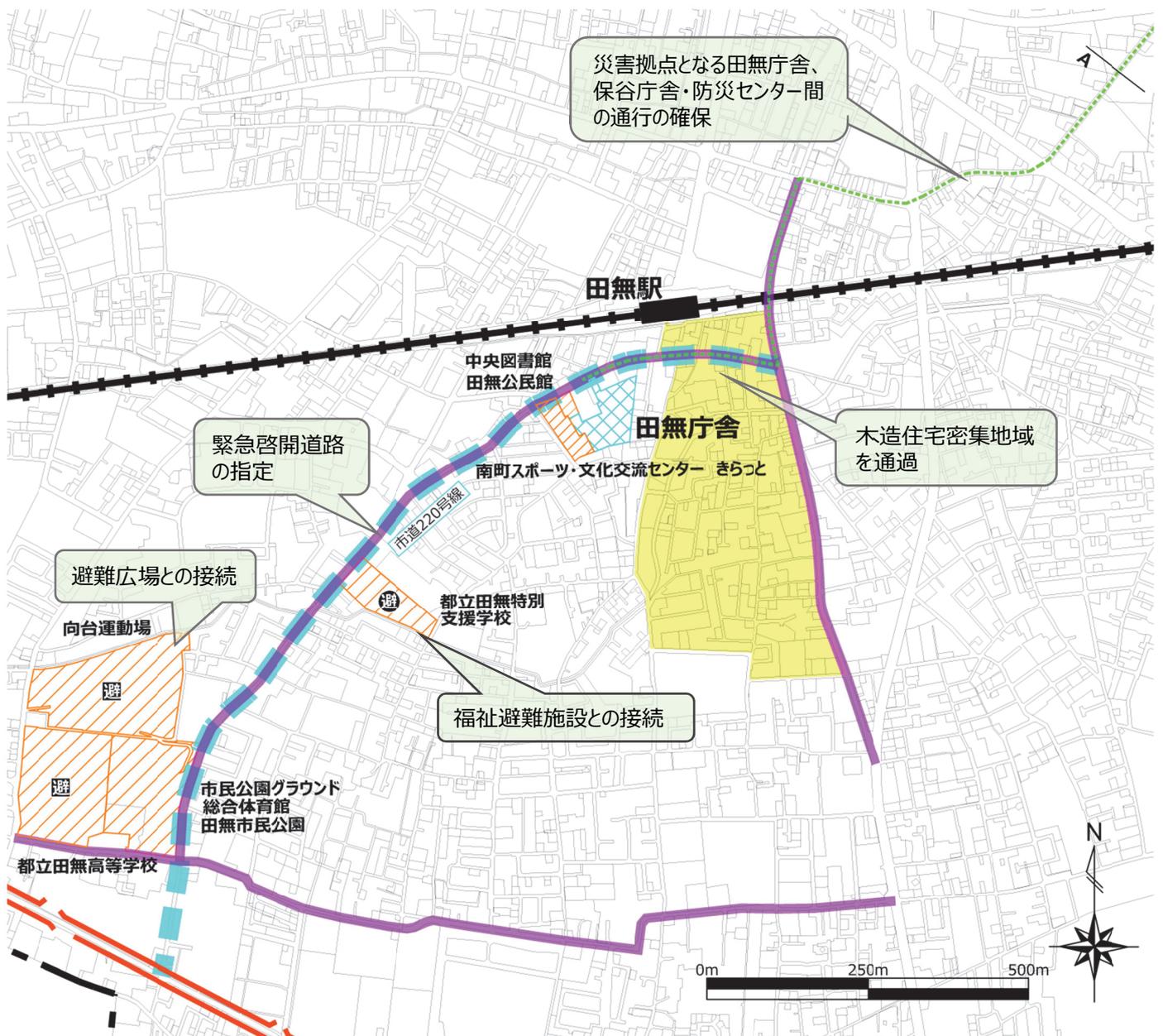


図 14 市道 220 号線の状況

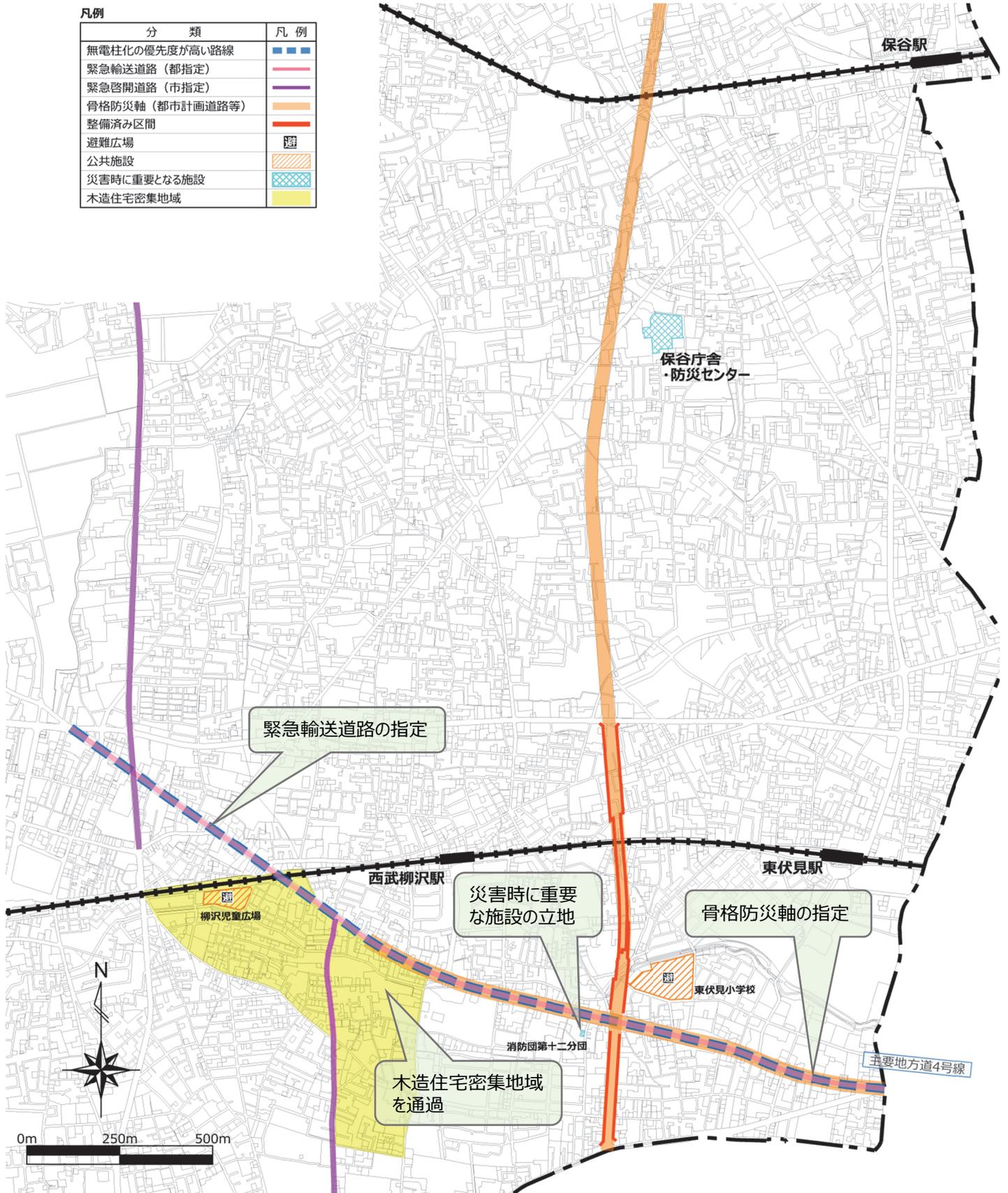


図 15 主要地方道 4 号線の状況

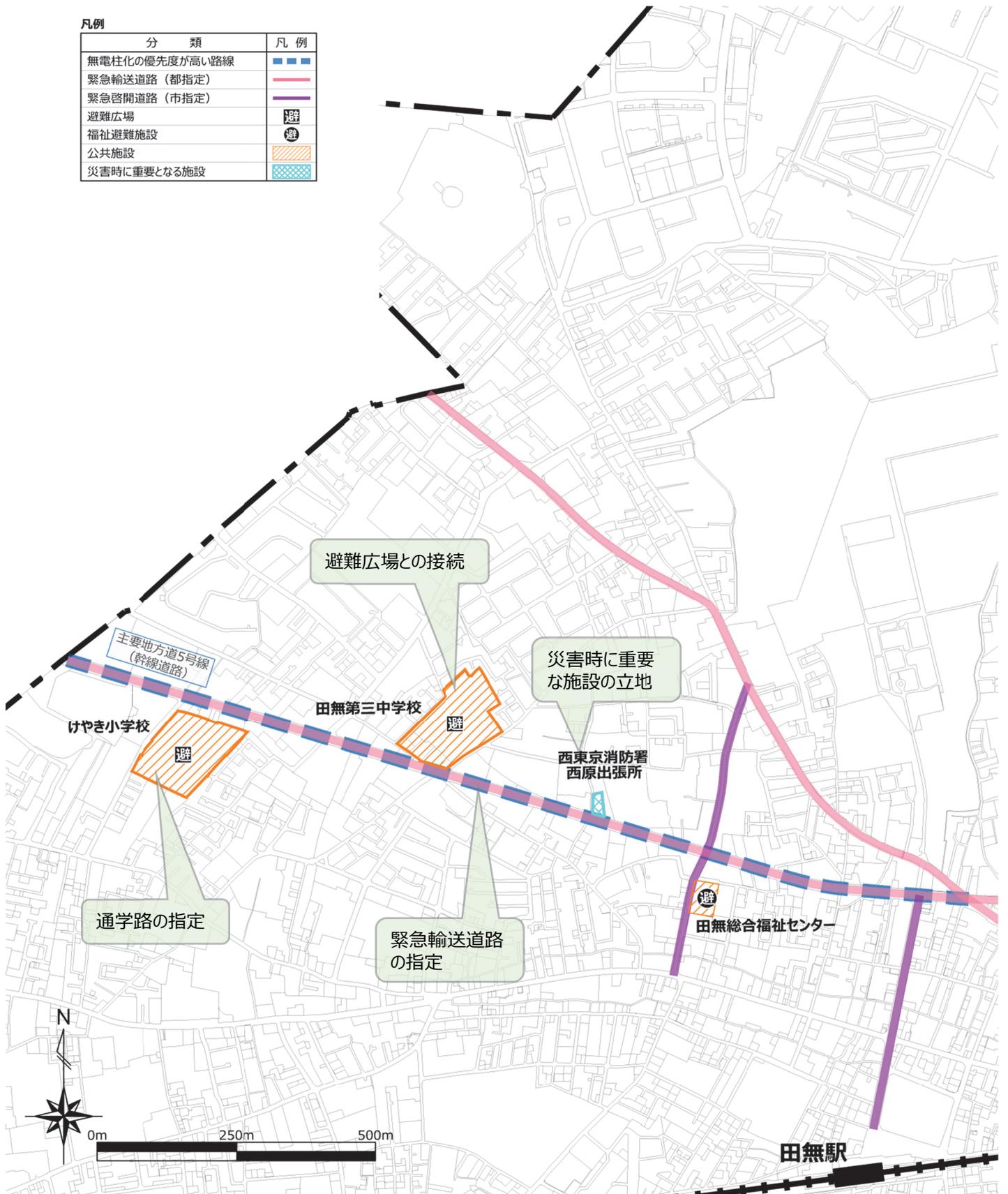


図 16 主要地方道 5 号線（幹線道路）の状況

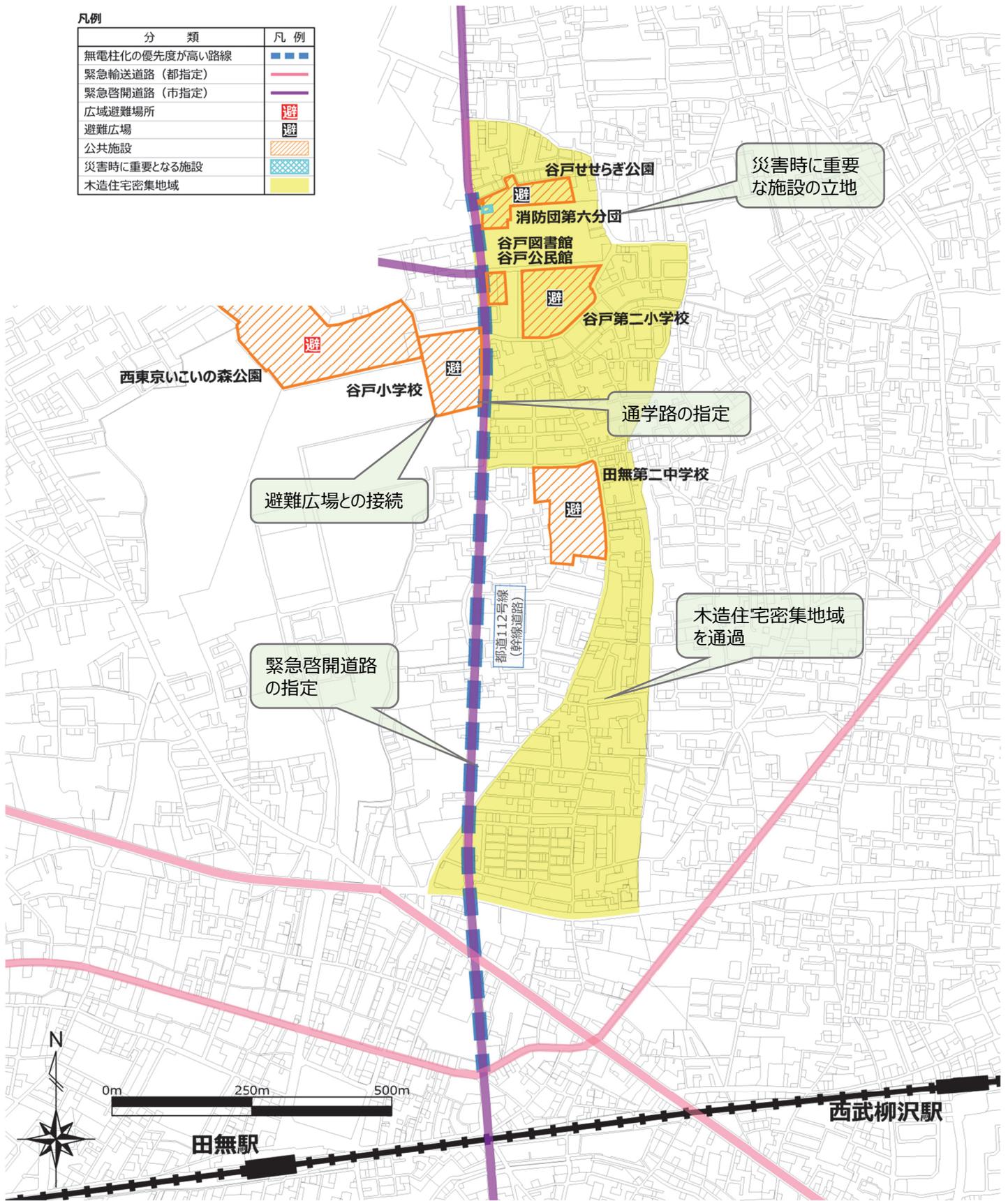


図 17 一般都道 112 号線（幹線道路）の状況

分類	凡例
無電柱化の優先度が高い路線	
緊急輸送道路（都指定）	
緊急啓開道路（市指定）	
整備済み区間	
庁舎間の接続	
避難広場	
福祉避難施設	
公共施設	
災害時に重要となる施設	
木造住宅密集地域	

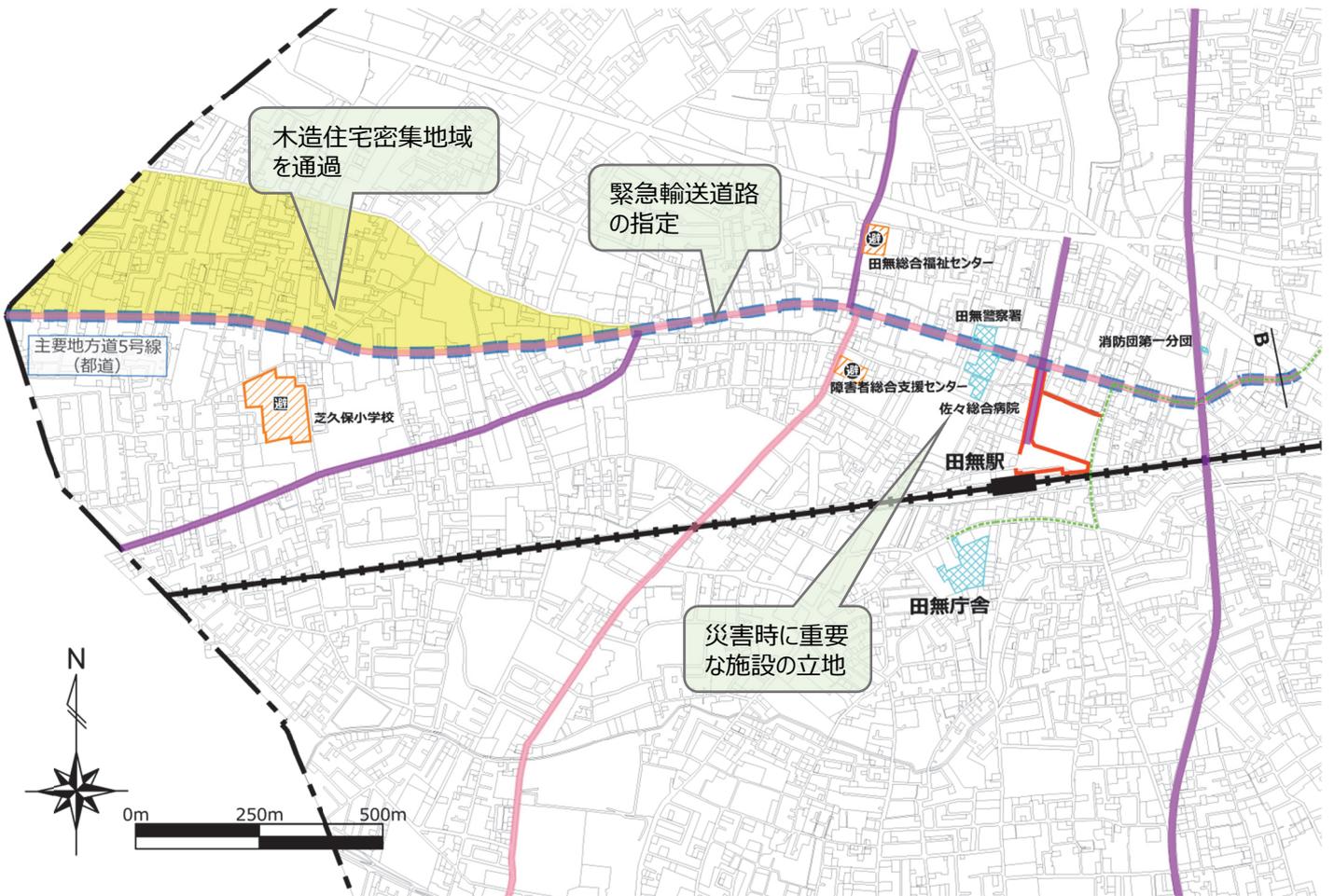


図 18 主要地方道 5 号線の状況

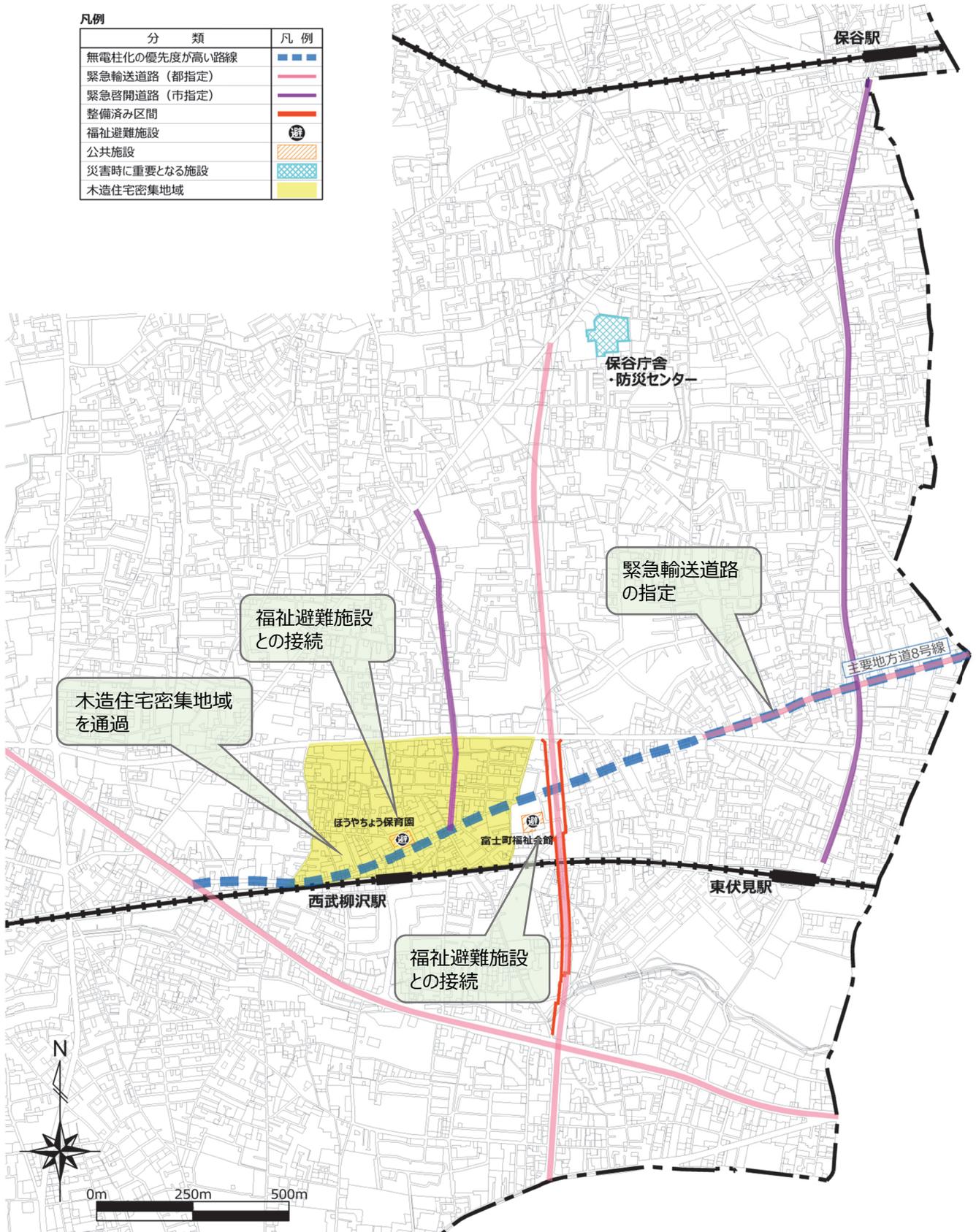


図 19 主要地方道 8 号線の状況

凡例

分類	凡例
無電柱化の優先度が高い路線	■ ■ ■ ■
緊急輸送道路（都指定）	—
緊急啓開道路（市指定）	—
整備済み区間	—
庁舎間の接続	—
避難広場	避
福祉避難施設	避
公共施設	■
災害時に重要な施設	■
木造住宅密集地域	■

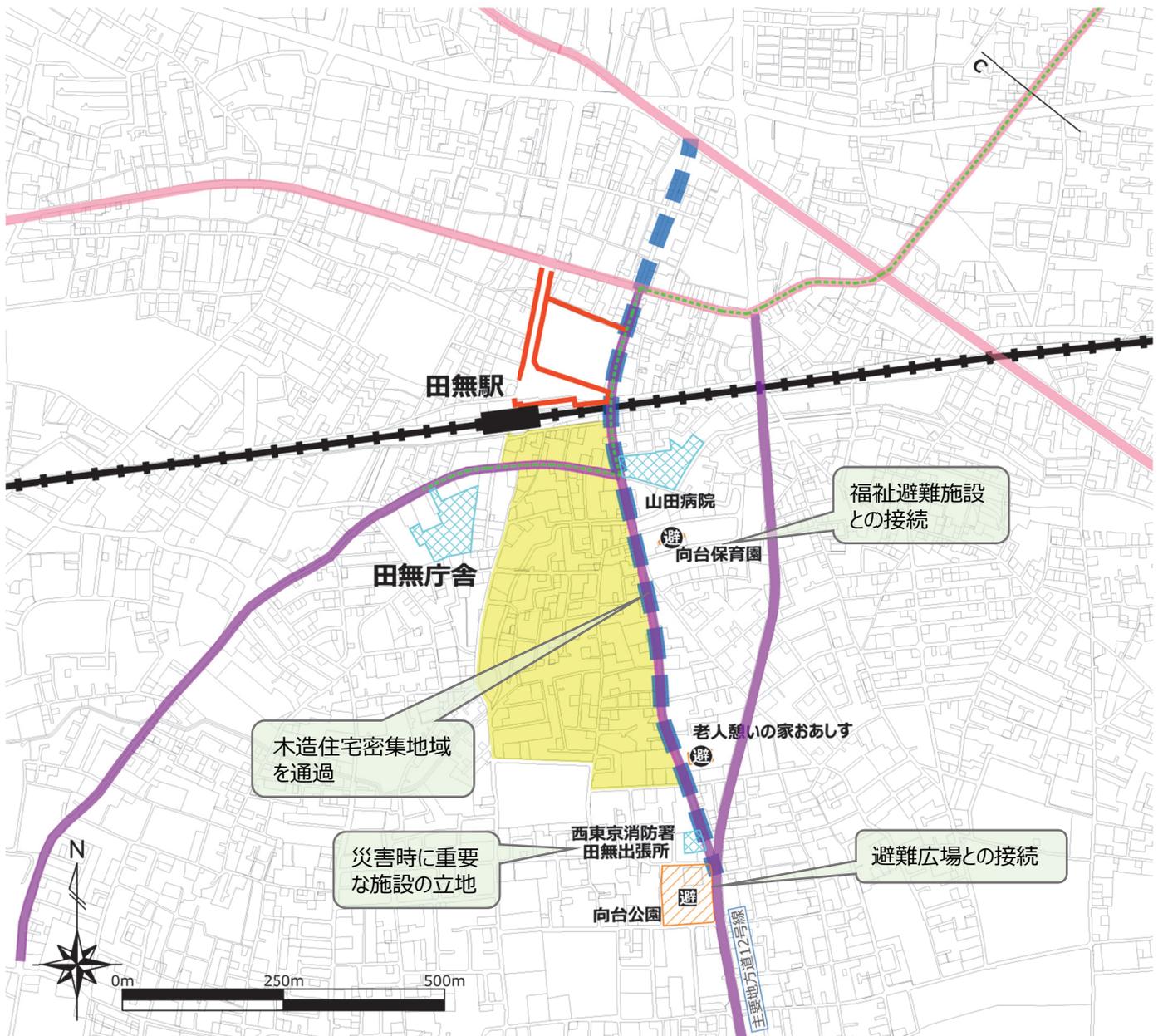
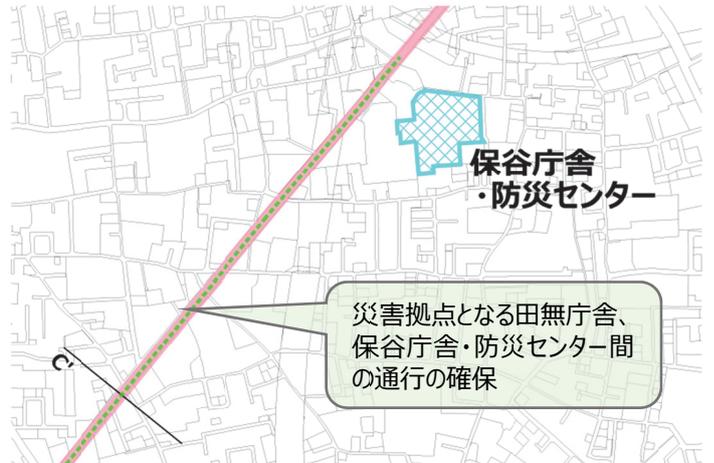


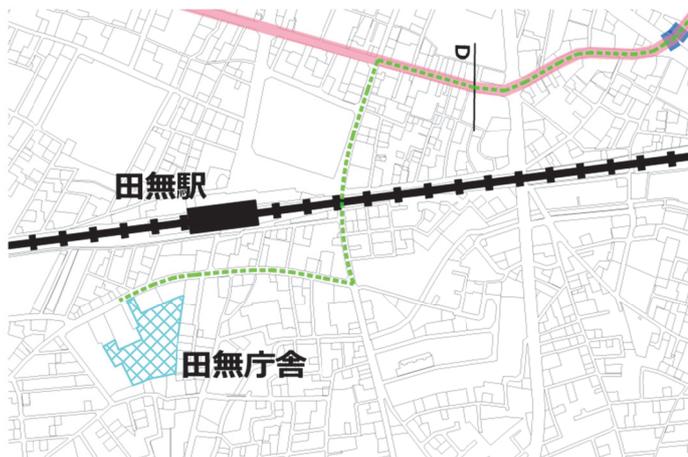
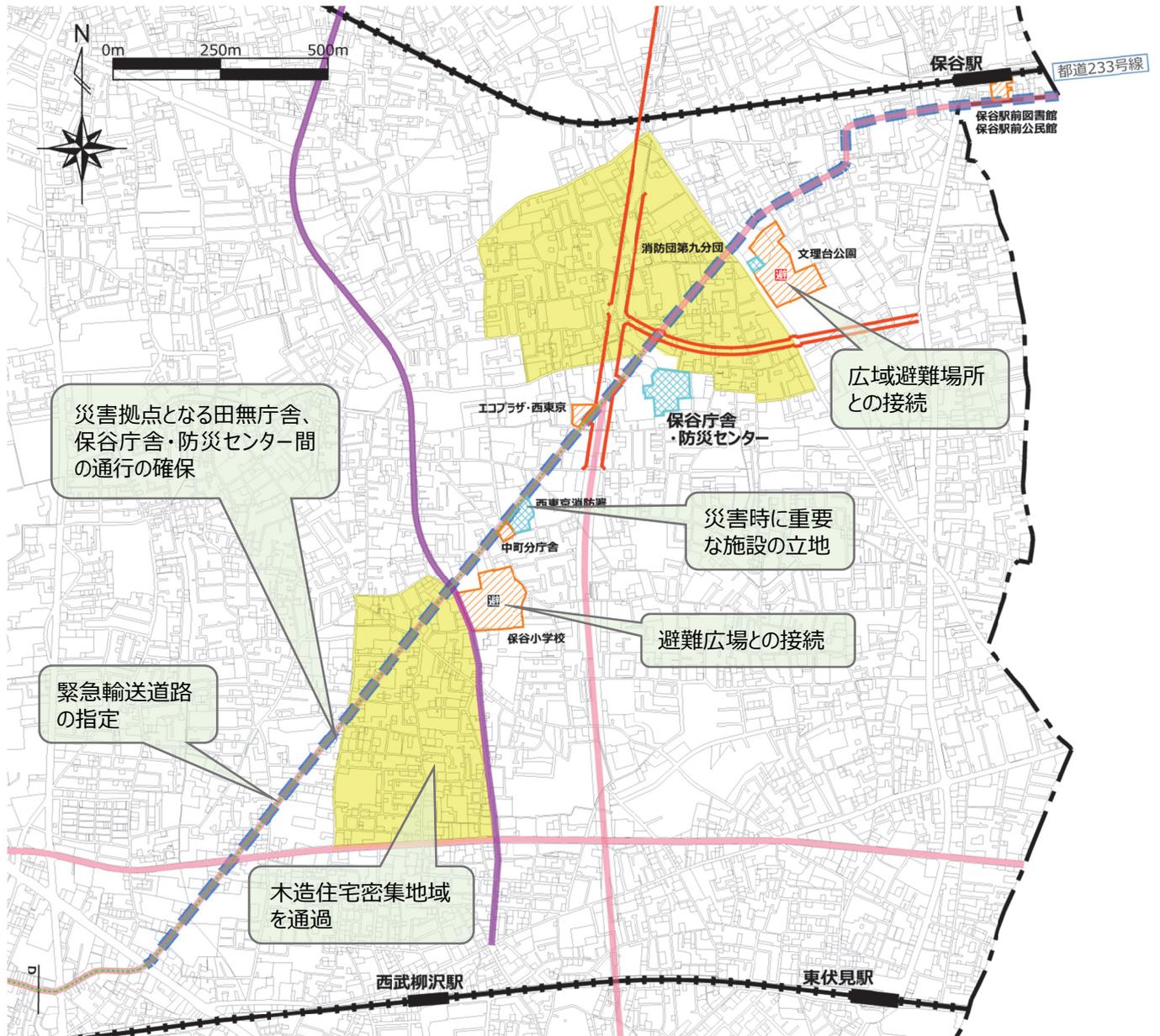
図 20 主要地方道 12 号線の状況

凡例

分類	凡例
無電柱化の優先度が高い路線	■ ■ ■
緊急啓開道路（市指定）	—
整備済み区間	—
避難広場	避
公共施設	■
災害時に重要となる施設	■
木造住宅密集地域	■



図 21 一般都道 112 号線の状況



分類	凡例
無電柱化の優先度が高い路線	■ ■ ■ ■
緊急輸送道路（都指定）	——
緊急啓開道路（市指定）	——
整備済み区間	——
庁舎間の接続	■■■■■■■■
広域避難場所	避
避難広場	避
福祉避難施設	避
公共施設	■ ■ ■ ■
災害時に重要な施設	■ ■ ■ ■
木造住宅密集地域	■ ■ ■ ■

図 22 一般都道 233 号線の状況

凡例

分類	凡例
無電柱化の優先度が高い路線	■ ■ ■ ■
緊急輸送道路（都指定）	—
緊急啓開道路（市指定）	—
整備済み区間	—
広域避難場所	避
避難広場	避
公共施設	■
災害時に重要となる施設	■
木造住宅密集地域	■

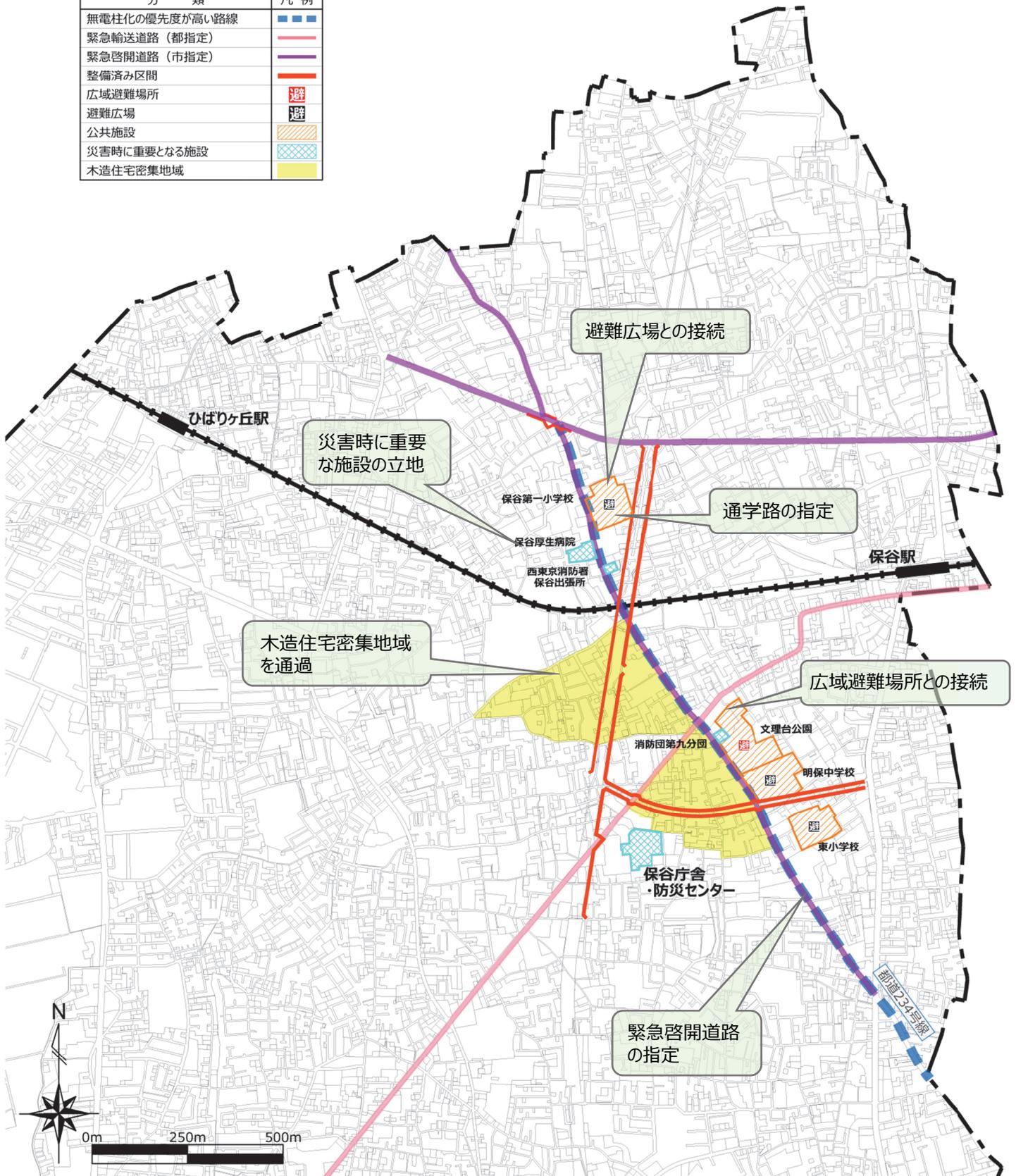


図 23 一般都道 234 号線の状況

2) 無電柱化の手法

国が定めた無電柱化推進計画では、地域の実情に応じた手法を採用して無電柱化を推進するものとしています。一方、東京都においては、電線共同溝方式を基本として無電柱化を進めるものとしています。

本市では、現時点で最も一般的な方法であること、市内の無電柱化整備済みの箇所との連続性を確保できること、国や東京都においてさらなるコスト縮減が検討されていることなどをふまえ、電線共同溝方式を基本として無電柱化を推進します。

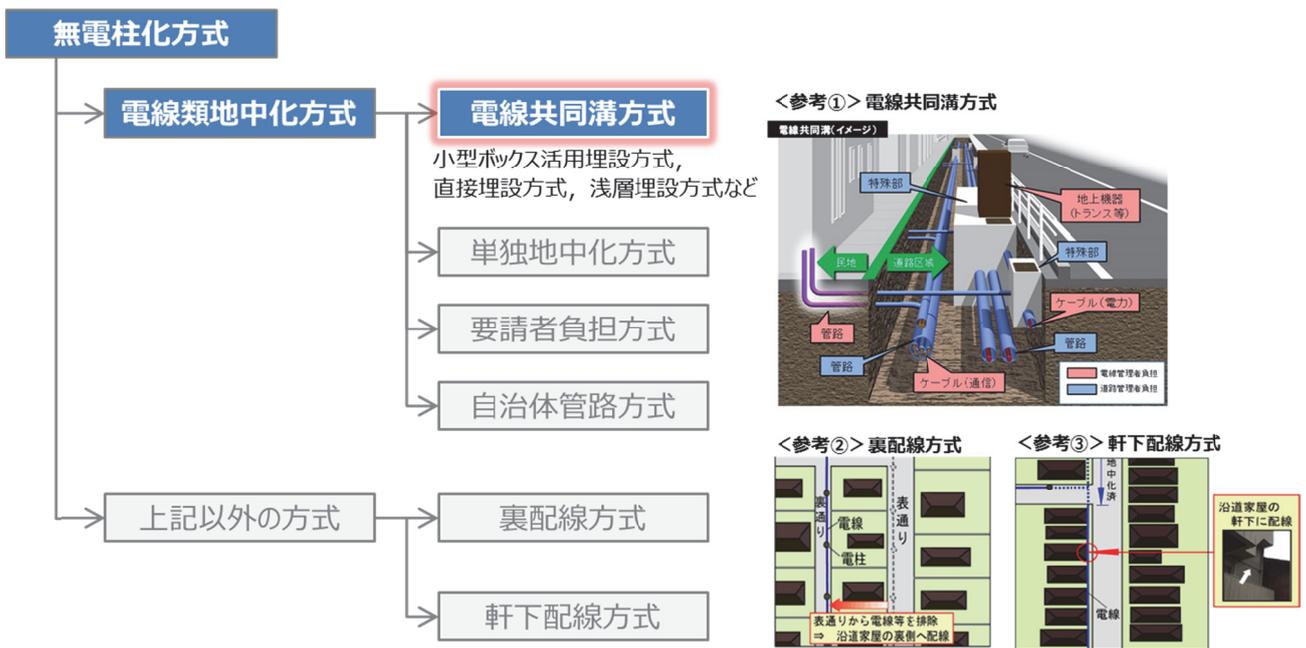


図 24 無電柱化の手法（国土交通省ホームページより）

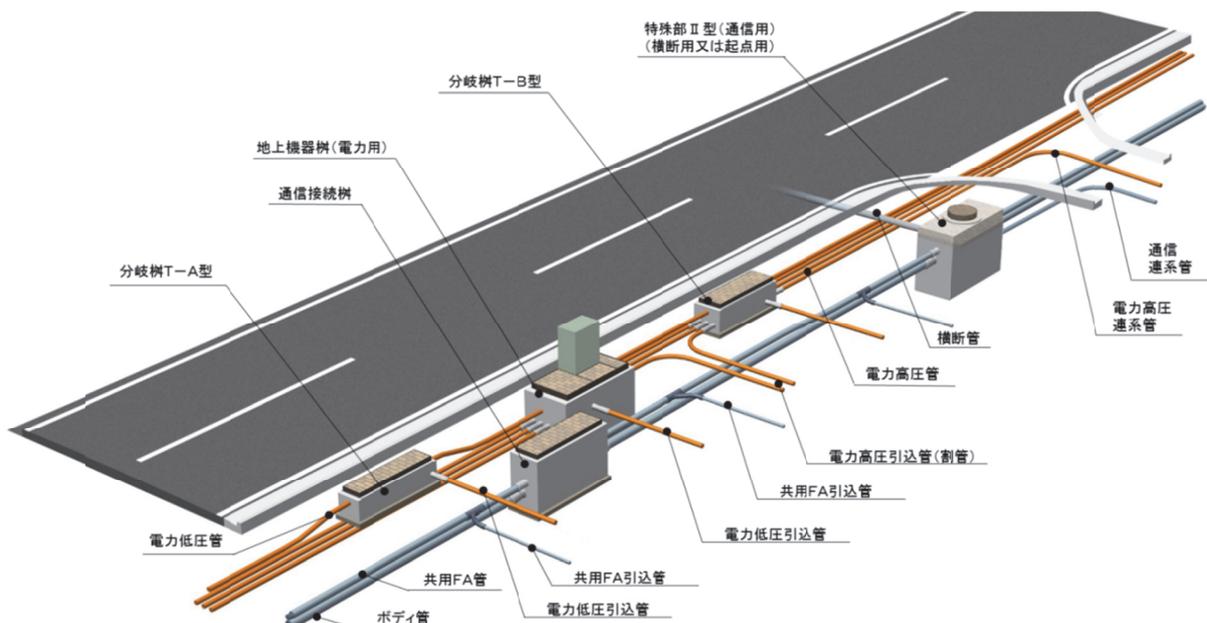


図 25 電線共同溝方式の概要（東京都電線共同溝整備マニュアルより）

4. 無電柱化の推進に関し総合的・計画的に講ずる施策

1) 補助金制度の活用

無電柱化の検討や推進にあたっては、国による補助金制度である社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）などを活用し、必要となる財源を確保します。

また、歩道幅員が 2.5m 未満または歩道が無い区間など、無電柱化が困難な路線や区間に対しては、『東京都無電柱化チャレンジ支援事業』を活用することなどで、無電柱化の実現やコスト削減のための最新の技術的知見や財政的な支援を得て進めていきます。

無電柱化チャレンジ支援事業制度

区市町村道の無電柱化に係る支援	無電柱化チャレンジ支援事業												
<div style="text-align: center; background-color: #006633; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">これまでの取組み</div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「防災に寄与する路線」等に対する 財政支援（平成20年4月1日より施行） ○ 「区市町村職員向け」の研修会実施等による技術支援 <div style="text-align: center; background-color: #006633; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">新たな取組み</div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「無電柱化チャレンジ支援事業制度」の創設（平成29年4月1日より施行） ① 補助対象：推進計画の策定、チャレンジ路線の検討、チャレンジ事業 ② 補助期間：平成30年度までに業務着手し、チャレンジ事業の認定を受けた場合、事業完了まで事業費を補助する。 <div style="background-color: #006633; color: white; padding: 2px; font-weight: bold; text-align: center;">無電柱化チャレンジ路線（補助対象）</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現道で無電柱化事業の整備実績がない区市町村 ・ 原則、歩道幅員が2.5m未満、又は歩道がない区間があるなど地上機器を設置することが困難な路線 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #006633; color: white; font-weight: bold;">新たな取組に「チャレンジ」する路線</div> </div>	<div style="text-align: center; background-color: #006633; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">財政支援</div> <p>○ 事業化に向けた検討に要する費用や支障移設や本体構築等の工事に要する費用に対して補助します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事業名</th> <th style="width: 60%;">補助内容</th> <th style="width: 20%;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無電柱化推進計画等の策定</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 無電柱化推進計画や無電柱化基本方針を策定するのに必要な基礎調査に係る費用を補助 ○ 無電柱化推進計画や無電柱化基本方針の策定に係る費用を補助 </td> <td style="text-align: center;">都費100%</td> </tr> <tr> <td>無電柱化チャレンジ路線の検討</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 無電柱化チャレンジ路線の選定に係る調査費を補助 ○ 無電柱化チャレンジ路線の事業化に向けた技術検討（調査・設計）に係る費用を補助 ○ 技術検討会・地元協議会の運営補助及び地元合意形成に係る費用を補助 </td> <td style="text-align: center;">都費100%</td> </tr> <tr> <td>無電柱化チャレンジ事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 無電柱化チャレンジ路線の事業実施に係る費用を補助（測量設計費、移設補償費、工事費） ○ 地上機器設置に伴う用地取得に係る費用（用地費）を補助（国と個別協議が必要） </td> <td style="text-align: center;">国費55%、都費45% (測量設計費は都費100%)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	補助内容	補助率	無電柱化推進計画等の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無電柱化推進計画や無電柱化基本方針を策定するのに必要な基礎調査に係る費用を補助 ○ 無電柱化推進計画や無電柱化基本方針の策定に係る費用を補助 	都費100%	無電柱化チャレンジ路線の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無電柱化チャレンジ路線の選定に係る調査費を補助 ○ 無電柱化チャレンジ路線の事業化に向けた技術検討（調査・設計）に係る費用を補助 ○ 技術検討会・地元協議会の運営補助及び地元合意形成に係る費用を補助 	都費100%	無電柱化チャレンジ事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無電柱化チャレンジ路線の事業実施に係る費用を補助（測量設計費、移設補償費、工事費） ○ 地上機器設置に伴う用地取得に係る費用（用地費）を補助（国と個別協議が必要） 	国費55%、都費45% (測量設計費は都費100%)
事業名	補助内容	補助率											
無電柱化推進計画等の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無電柱化推進計画や無電柱化基本方針を策定するのに必要な基礎調査に係る費用を補助 ○ 無電柱化推進計画や無電柱化基本方針の策定に係る費用を補助 	都費100%											
無電柱化チャレンジ路線の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無電柱化チャレンジ路線の選定に係る調査費を補助 ○ 無電柱化チャレンジ路線の事業化に向けた技術検討（調査・設計）に係る費用を補助 ○ 技術検討会・地元協議会の運営補助及び地元合意形成に係る費用を補助 	都費100%											
無電柱化チャレンジ事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無電柱化チャレンジ路線の事業実施に係る費用を補助（測量設計費、移設補償費、工事費） ○ 地上機器設置に伴う用地取得に係る費用（用地費）を補助（国と個別協議が必要） 	国費55%、都費45% (測量設計費は都費100%)											
<div style="background-color: #003366; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">区市町村道の無電柱化整備箇所</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: x-small;"> <div style="text-align: center;">【墨田区（タワービュー通り）】</div> <div style="text-align: center;">【新宿区（三栄通り）】</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> </div>	<div style="text-align: center; background-color: #006633; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">技術支援</div> <p>○ 無電柱化チャレンジ路線の取組内容</p> <div style="border: 1px solid #006633; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 浅層埋設や都の新技术等の低コスト手法を導入した検討 ② 民地や公共用地を活用した地上機器設置箇所の検討 </div> <p>○ 技術検討会</p> <div style="border: 1px solid #006633; padding: 5px; font-size: x-small;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区市町村が無電柱化チャレンジ路線における技術的課題について電線管理者等の関係事業者と検討する会議 ・ 都がオブザーバーとして参加し、国や都の低コスト化に向けた取組等の情報を提供 </div>												

2) 多様な整備手法の活用

無電柱化の一般的な方式である電線共同溝方式は、多額の費用を要するため、無電柱化が進まない要因の一つとなっています。

こうした中、国は、収容する電線類の量や地域における需要変動の見込み、道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じて、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式、直接埋設方式の採用によるコスト縮減を図るものとしています。

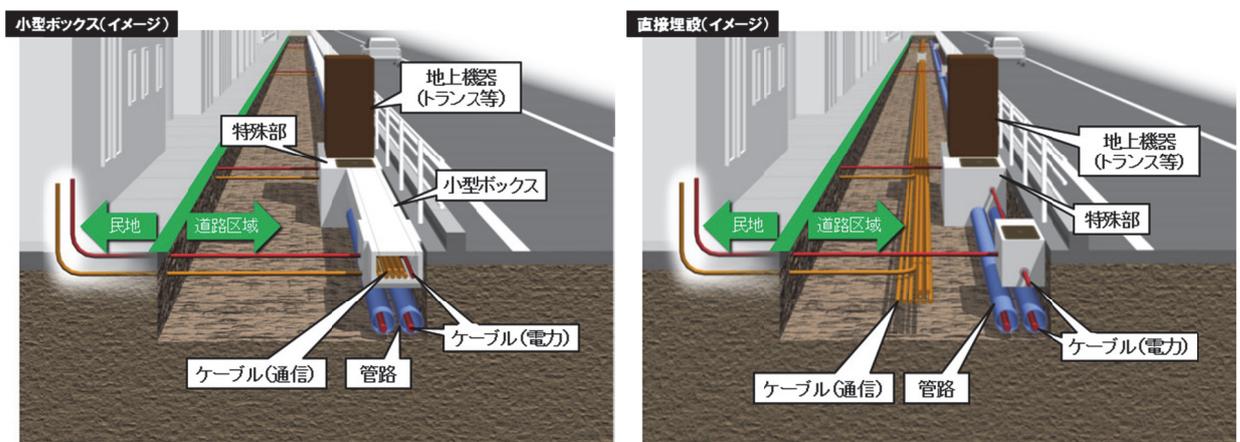


図 26 小型ボックス活用埋設方式と直接埋設方式（国土交通省ホームページより）

一方、東京都では、平成 29 年 1 月にコスト縮減に向けた技術検討会を設置し、管路を浅く埋めることによる土工の減少、新たな管路材料の採用による材料費の削減・施工性の向上、特殊部の小型化による支障移設の回避等の検討を進め、低コスト手法の確立を図っています。平成 30 年 3 月には、これらを取りまとめた東京都電線共同溝整備マニュアルを改定するとともに、道幅の狭い道路における電線共同溝の整備にあたって検討すべき項目や手法等の事例についても示しています。

本市においては、このような国や東京都の動向を注視し、低コスト手法の活用について検討します。

なお、具体的な検討を行う際は、西東京市・東京都・電線管理者等の関係事業者で構成する技術検討会を設置します。

3) 関係者間の連携強化

本市が管理する道路において、ガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる機会を活用し、早めの調整を行うなど積極的に調整を図ります。

また、道路空間に余裕がない場合など、道路上への地上機器の設置が困難な場合においては、地上機器の設置場所として学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用が必要となるため、施設管理者・道路管理者との連携・同意のもと進めていきます。



図 27 学校や公園等の公共施設を活用して地上機器を設置した例



5. 施策を総合的・計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に市民の協力が得られるよう、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行います。また、無電柱化の実施状況・効果等について、市報等を活用して周知を行い、理解を広げます。

無電柱化の日
11月10日

小池知事と語る、東京の無電柱化

東京都では、電線を地中に埋め、電柱を撤去する「無電柱化」を進めています。無電柱化することで、災害時に電柱が倒れて道路をふさぎ、避難や救助活動を妨げることを防ぎます。今日のイベントでは、無電柱化の目的や課題、取組などについて、市民みなさんからいただいたご意見やご質問を参考にしながら話し合っていきます。多数のご参加をお待ちしています！

平成29年
11月10日(金)

開場時間：17:30
18:30～20:00

東京都庁
第一本庁舎5階 大会議場
(東京都港区西新橋2-5-1)

出発先
小池百合子
デブ・スベクター
石山愛子

定員 **400名**
(事前申込制)
参加無料

申込期間
9月25日(月)～
10月20日(金)
17:00(締め)

お申し込み方法
インターネットから ⇒ 専用フォームからお申し込みください。
専用FAXから ⇒ 裏面の参加申込み票記入の上、FAXをお送りください。
お申し込み先
〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町14-8 小池屋ビル3F(株式会社成長社内)
TEL:03-5651-7325(平日10:00～17:00) FAX:03-5643-7167

主催: 東京都

無電柱化のないこれからの街なみ

東京都では防災・安全・景観を目的に、電線を地中に埋めて電柱を撤去する「無電柱化」を進めています。今回、法律で定められている11月10日の「無電柱化の日」に合わせて俳句コンテストを開催します。道路に電柱や電線があることが当たり前だと思っていないでしょうか。電柱のないこれからの街なみをテーマにした俳句をお持ちしてあります。

■俳句募集

応募期間
平成30年8月15日(水)～9月30日(日)

俳句のテーマ
「電柱のないこれからの街なみ」

■イベント入賞作品発表
平成30年11月9日(金) 開演16時
開演16時
東京都庁 都民ホール(都議会議事堂1階)
定員250名

第一部 16:00～
講演者 田中亜美
講演「街の風景を俳句にしよう」

第二部 17:00～
「電柱のないこれからの街なみ」
入賞作品の紹介
・入賞者表彰
出演者 小池百合子・田中亜美

都民ホール
東京都港区西新橋2-8-1
開演時間 17:00(開演16時)
都民地下鉄大江戸線(都庁前駅)・新大塚駅
□地下鉄大江戸線(都庁前駅)ハス横か1階
(都庁前駅)「都庁第一本庁舎」(都庁第二本庁舎)「都庁第三本庁舎」下
□新大塚駅ハス横か1階(都庁前駅)ハス横か1階
都庁第一本庁舎(都庁前駅)ハス横か1階
都庁第二本庁舎(都庁前駅)ハス横か1階
都庁第三本庁舎(都庁前駅)ハス横か1階

お申し込み方法
インターネット 専用フォームからお申し込みください。
<https://www.mudentyuuka.com/>

FAX 裏面の参加申込書にご記入の上FAXをお送りください。
03-6635-5301

ハガキ 裏面の参加申込書の内容を記載の上、郵送にてお送りください。
〒108-0073 東京都港区三田2-14-4 三田慶応ビジネス12F「無電柱化の日 俳句コンテスト」事務局 宛
お問い合わせ先「無電柱化の日 俳句コンテスト」事務局 〒108-0073 東京都港区三田2-14-4 三田慶応ビジネス12F TEL:03-6635-5255(平日10:00～17:00)

主催: 東京都 後援: 現代俳句協会

図 28 無電柱化の日（11月10日）に開催された広報イベントの例

2) 無電柱化情報の共有

国及び東京都と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、本市の取組みについて、国及び東京都、他の自治体との共有を図ります。

3) 計画の進行管理

道路の無電柱化を着実に検討するため、検討の進捗状況を適切に管理するとともに、検討状況・上位計画や関連する計画の状況・関係法令の改正・低コスト化や工期短縮が期待できる新しい技術や工法などをふまえ、計画期間の中間において見直しの必要性を検討します。

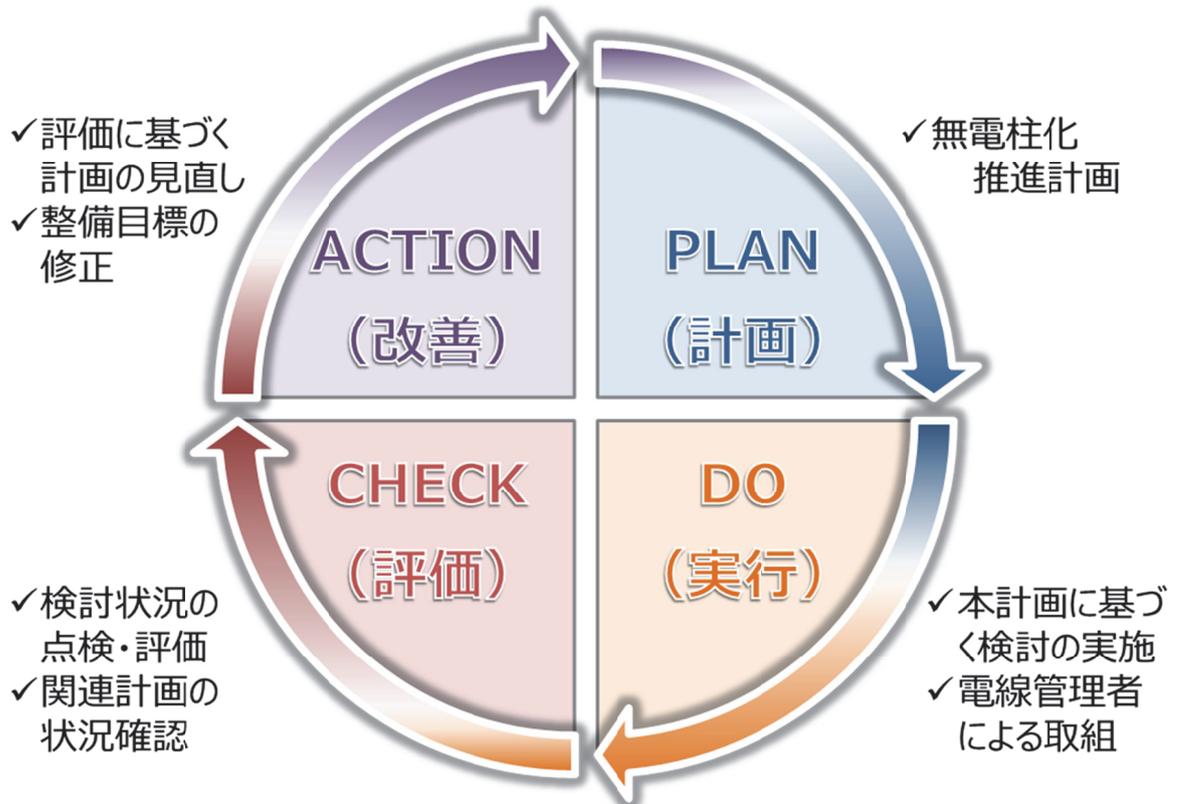


図 29 無電柱化推進計画の進行管理





西東京市無電柱化推進計画

発行／平成31年3月

発行者／西東京市 都市整備部 道路建設課

〒202-8555 西東京市中町 1-5-1 (保谷庁舎)

TEL 042-438-4054



いこいな
©シンエイ/西東京市